

平成23年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成23年9月13日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
18 番	林 俊 介	19 番	嶋 田 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦	22 番	林 一 哉

欠席議員（2名）

17 番	日 下 昭 治	21 番	林 正一郎
------	---------	------	-------

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
秘書広報課長	伊 藤 浩	管 理 改 革 課	林 清 明
		推 進	

総務課長	神原房雄	企画政策課長 兼被災者支援室長	米本壽一
財政課長	加瀬正彦	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	斉藤馨	環境課長	浪川敏夫
保険年金課長	石毛健一	健康管理課長	高山重幸
社会福祉課長	渡辺輝明	子育て支援課長	林芳枝
高齢者福祉課長	石井繁	商工観光課長 兼国民宿舎配人	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	増田富雄
会計管理者	花香寛源	消防長	佐藤清和
水道課長	小長谷博	病院事務部長	渡辺清一
病院経理課長	鈴木清武	庶務課長	加瀬寿一
学校教育課長	菅谷充雅	生涯学習課長	高野晃雄
体育振興課長	野口國男	監査委員局長 事務局長	馬淵一弘
農業委員会 事務局 会長	加瀬恭史		

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（林 一哉） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） おはようございます。15番、木内欽市です。

平成23年旭市議会第3回定例会において一般質問を行います。

先の国会で首相に指名された野田首相は、松下政経塾の出身であることはどなたもご存じだと思います。経営の神様と言われた松下幸之助さんは、おまえはお金もうけばかり考えていると言われたことがあったそうですが、企業は社員に給料を上げて余るほどお金を稼がなければ成長はない、国の成長も同じだ、国家の経営を企業経営に見立て、首相は日本企業株式会社の社長というのが持論だったそうです。国家経営を担う人材を育てようとして設立した松下政経塾の第1期生である野田首相には、日本企業株式会社の社長として腕を振るっていただきたいと思います。

例えるならば、旭企業株式会社の社長である明智市長、副社長である増田副市長はじめ、課長、職員の皆様方は専務、常務、取締役といったところでしょうか。我々議員は非常勤の取締役という立場なのかもしれません。いずれにしましても、力を合わせて、旭市が少して

もよくなるように努力をしていかなければなりません。

それでは、微力ではありますが、市政に参加させていただいている一人として、市民の要望に沿った5項目10点について、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、安心して安全なまちづくりについて伺います。

選挙のたびに各候補者が必ず掲げる公約の一つが、安心して安全なまちづくりであります。安心して安全なまちに住みたいと思うのは万人の願いだからです。私も一番先に掲げさせていただきました。

今回は具体的に4点ほど伺います。

1点目は、地震対策についてです。

未曾有の大震災から半年が経過しました。復興も順調に進んでいるようでありますが、この後も大地震は必ず起こります。今回の教訓を踏まえて、地震対策について伺います。

2点目は、道路の雑草、道路のり面の管理について伺います。

3点目、AEDの設置について。

4点目、防犯カメラの設置について。

次に、農業問題について伺います。

高齢化に加え、価格の低迷などにより耕作放棄地が年々増えつつあります。現在の状況、これからの対策について伺います。

質問の大きな3番目は、不妊治療についてです。

未婚化、晩婚化が進み、少子化に歯止めがかかりません。一方、子どもが欲しいのに授からない方々もたくさんいらっしゃいます。10組に1組が悩んでおられるという話も聞きます。一方、不妊治療により赤ちゃんを授かった方々もたくさんいらっしゃいますが、問題は保険が適用されないため、治療費が高過ぎることです。収入の若い人たちにとっては大変な負担です。市として助成をすることができないのでしょうか。当局の見解を伺います。

3つ以上の自治体の合併としては、県下で一番最初に合併した旭市、6年が経過し、有利な財源を利用しつつ、小・中学校の耐震化、改築も進み、飯岡中学校の改築で終了します。旧市町にはそれぞれ庁舎がありますが、新庁舎についてはどのように考えておられるのか、建設の計画について、合併特例債との関係について、併せて伺います。

最後に、各区の区長の役割について伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。分からないことは再質問で行いますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、4番目の新庁舎についてということでお答えさせていただきたいと思います。

建設の計画についてというお尋ねでありました。本年第2回定例会において、大塚議員の質問にもお答えをいたしました。今現在、庁舎以外の公共施設も含め、活用方針ということで、今、行政改革の中で進めているわけでありまして。この庁舎についてもかなり白熱した議論がありました。そうした中で、建設は平成30年以降をめどとしておりますというのが、現時点での庁舎建設についてのことでありまして、詳細な計画は今のところ作っておらないということでありまして。

次に、合併特例債との関係でありますけれども、去る8月24日、国会において、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律、いわゆる合併特例債延長法が参議院本会議で可決、成立いたしました。5年の延長ということでありまして、政務報告においても触れましたが、旭市は特定被災地方公共団体としてこの法律が適用され、合併特例債を起こすことができる期間が延長されたわけでありまして。したがって、平成32年度末までが合併特例債を活用できる期間となります。これを十分考慮した上で、今後新庁舎建設を検討していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、私のほうからは、1点目の安心で安全なまちづくりについての地震対策、AEDの設置、防犯カメラの設置について、それと5番目の区長の役割についてお答えいたします。

初めに、地震対策についてということでございます。

災害で一番大切なことは、自分の命は自分で守るということでございます。そのための小・中学校、それから住民を対象とした防災教育の実施、それから区長をリーダーとした地域防災組織の育成を図り、地震のほか、防災に対する知識の啓発活動を実施していくと。当然、総合防災訓練のほか、自治区単位の小規模な防災訓練などの実施、そういったことによりまして、行政と関係機関、市民が一体となった連絡体制の強化が必要だと。と同時に減災に努めるという部分であります。

現在、地震時に倒壊家屋を減らすための住宅の耐震化を推進するための住宅の耐震診断に対する補助金の交付も行っているところでございます。また、今回の震災における復興計画策定にあたり、さまざまな計画を盛り込むべく、検討委員会で議論しているところでございます。

続いて、AEDの設置についてということであります。

AEDを設置するに至った経緯につきましては、平成16年7月1日より、医師、救急救命士にしか許されていなかったAEDの使用が一般の人でも実施できるようになったということで、公共施設等に設置をしたものでございます。この背景には、救急車が現場に到着するまでに平均6分かかるという事実、処置が1分遅れることにより生存率が下がっていくという事実があります。アメリカでは、どこからでも5分以内でAEDを持っていくことができるように、市内至るところに設置されているようでございます。そこで、多くの市民が利用する施設に設置し、いざというときに備える、それにより救命率の向上を目的に設置に至ったものでございます。

続いて、防犯カメラの設置についてということでございます。

現在、旭市におきましても、年々刑法犯罪という認知件数は減少しております。21年には1,053件あったものが22年は887件ということで、かなりの減少をしている。犯罪の発生件数が減少しているということにつきましては、市の防犯指導員、防犯パトロール車による防犯パトロール、またイベントや出前講座などの啓発活動、それから地域ボランティア、自主防犯組織の地道な防犯活動により、一定の効果が得られているものと考えております。併せて本年度からは、毎年7月1日を防犯デーと定め、各区にて防犯活動を実施しております。さらに、各区長の協力をいただきまして、自治区単位でのきめ細かなパトロール活動の強化を図り、安全で安心なまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。

続きまして、5番目になります区長の役割についてということで。

市は、区長さんを通じ、各区へ行政連絡事務として市からのお知らせ等の回覧をお願いしております。これについては、区長さん、組長さんの負担の軽減を考え、各課からの依頼を総務課で取りまとめ、各区への回覧は毎月第2・第4木曜日の2回としております。このほか、住民に対する市政情報の周知の方法として、広報あさひ、ホームページ等を活用しておりますが、この中でも各区への回覧は、より多くの住民の方々に情報を提供できるものであるため、ご苦勞をおかけしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

また、区長さんにおきましては、各課において開催するさまざまな会議に出席していただ

いており、また区からの役職員の推薦等についてもお骨折りをいただいているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、安心して安全なまちづくりについての道路の雑草、市道のり面の管理についてお答えいたします。

道路わきやのり面等に生い茂っている雑草は、視界の妨げになり、道路通行の支障になるばかりではなく、子どもたちの通学の安全面からも問題になります。草刈り等については計画的に実施しております。草刈り等の実施箇所は、市民からの要望のあった場所、市道・法定外公共物を含め、交通安全上計画的に実施しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） 私のほうから、2番目の農業問題についてのうち、旭市の耕作放棄地の状況について申し上げます。

市の耕作放棄地全体調査によりますと、平成20年度における耕作放棄地は532ヘクタールでありました。平成22年度では520ヘクタールとなっております。

農業委員会では、平成22年度に耕作放棄地全体調査の結果を踏まえまして、地区農業委員のパトロールによる利用状況調査を行いました。その結果、新たに9ヘクタールの耕作放棄地を発見しました。

また、1,000平方メートル以上の耕作放棄地所有者に対しましてアンケート調査を行い、今後の意向を調査いたしました。その結果は、調査件数820件、約160ヘクタールのうち約53%の方から回答があり、34ヘクタールにつきましては耕作または耕作予定の確認がされましたが、今後も耕作予定のない土地が約49ヘクタールありました。

これらの土地や未調査の土地も含めまして、流動化を推進するとともに、利用状況調査や農地パトロール、アンケート調査を今後も継続して実施してまいります。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、私のほうから農業問題の耕作放棄地、これからの対策についての部分につきましてお答えをさせていただきます。

耕作放棄地につきましては、雑草や病害虫の発生、このようなものによりまして、近隣農

地への影響、あるいは食料自給率の向上、いろんな妨げになっておるところであります。また、火災予防の観点ということからも減少させていきたい、そういうふうに考えております。

耕作放棄地のうち水田につきましては、谷津田に多く見られまして、用排水路の破損や土砂の堆積、こういうものが主な原因となっている場合がある、そういうふうに考えております。このようなとき、農家団体が修繕等を行う場合には、市の補助制度等もありますので、ぜひ活用していただきたいと考えております。

また、耕作放棄地を借りまして農業経営を拡大しようとする場合、これにつきましては、旭市耕作放棄地対策協議会を通じまして、再生経費の一部につきまして国から支援を受けることができます。これにつきましてもぜひ活用していただければと思います。

いずれにしても、耕作放棄地は個人の所有地である以上、行政の力だけでは解決できるものではありません。農地は食料の安定供給にとって重要な基盤ですので、今後も耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、大きな3番、不妊治療に助成をについてお答えいたします。

現在、不妊治療に対する支援につきましては、千葉県が実施主体となって行っております国の特定不妊治療費助成事業があります。これは国が2分の1、県が2分の1の補助で、1回の治療につき15万円を限度としまして10回までの助成を受けることができます。ただし所得制限がありまして、夫婦の合計所得で730万円未満の方が対象となっております。

県内での助成件数は、年々増加傾向にあります。平成20年1,943件、平成21年2,380件、平成22年2,581件となっております。

平成22年度、県内におけます不妊に対する助成件数2,581件のうち、海匝地区での助成件数は70件、うち旭市の件数は延べ29件となっています。

現在、県内の市町村で不妊治療に対します一部助成を行っているところは、4市町村ほどあると聞いております。また、北海道の東川町におきましては、治療費の全額助成を行っております。

不妊治療につきましては、近隣市町村の動向等を勘案しながら、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、再質問をお願いいたします。

まず、第1点目の地震対策についてでございますが、自民党の石破政調会長さん、この方が防衛庁長官のときに、今、日本をゴジラが襲ってきたら自衛隊はどう対応するかと幹部に質問したそうです。あの石破さんがまじめな顔で真剣に質問している様子が目に浮かびます。私も同感なんです。トップは常にこのような危機管理を持つべきだと思います。現実には3月11日の大地震、それによる大津波、そして原発の爆発、いまだに放射能汚染は改善されておられません。実際、日本にゴジラの来襲以上の災害をもたらしております。

一昨日ですか、控室で新聞を見ていましたら、千葉日報に「新たな震源域か」という記事が載っていました。千葉県房総沖に関東大震災と同規模のマグニチュード8程度のおそれのある震源域があるというような記事でございます。一方、30年以内に首都圏直下型地震が70%の確率で起こると言われております。ですから、こういった状況を踏まえて質問なんです。今旭市に震度7の地震が襲ってきたとした場合、今でなくてもいいです、例えば1週間後に襲ってくるというのが分かった場合に、市はどのように対応を考えていらっしゃるのか、具体的をお願いしたいと思います。被害状況と併せて想定できる範囲で結構です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今のご質問は1週間以内に大地震が来るといった場合の部分での答えだという部分でございますけれども、我々は常に地域防災計画という部分で、その中で動いている部分があります。ですから、当然そのものを常にいつ来てもいいように危機管理を持ちながら、その防災計画に基づいて防災訓練をやったり、そういうものをしているわけでございますので、そういったものの集大成としての部分としてそういうものが来るといふ部分については、そういう意識をもっと高めて、防災訓練に基づいてその対応に当たるという部分だと思います。

当然、被害想定というお話もありました。今回の津波被害、地震で考えれば、地震としての部分についてはあまり災害的なものもなかったという部分で、当然津波の部分で多くの部分が、家屋、それから人的な部分についても津波でそういう結果になってしまったということがあります。

今お話の部分では、地震があったときという部分でありますので、答えになっているかどうか分かりませんが、あくまでもその想定という部分については、今回の津波ほどの被害はなかったのではないかなというふうに考えますし、先ほども答弁したように、常に

そういった危機感を持つという部分については、防災訓練、防災教育、そういう部分をきちんとしていくということだと思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 私なども常に消防などでは想定をしています。仮に震度7が来た場合には、きのうも何かどこかのテレビでやっていましたが、人口2,000人ぐらいのまちで100軒ぐらいが倒壊しているんですね。ですから、恐らく震度7が——前回はこの辺は震度6ですか、5強ですか、ですから、それで少なかったんですが、阪神・淡路級のやつが来た場合にですね、来る可能性があるんですから、来ないほうがいいんですが、来た場合には、恐らく1割ぐらいが建物倒壊してしまうんじゃないかなと危機的に思っています。ですから、そうした場合には、日ごろの訓練みたいに本署へ、災害対策本部へ駆けつけることができないので、各部は各部長の指示で倒壊家屋の救出にあたってほしいと、各消防団が個々にあたってくれというように想定をして出しております。

ですから、例えば震度7が来た場合に、この市役所の本庁舎においても、実際にもう前回のこの間の地震でひびが入っているわけですから、震度7が襲ってきたら、この建物が倒壊する可能性があるんじゃないかなと私は考えておるんです。ですから、この後、庁舎の建設でも伺いますが、そういったようなこともこれからは視野に入れていただかないと、いざとなったときに慌てるかなと、このように思います。庁舎は耐震やっていないんですが、海上の分署などはもう耐震に合わないということで分署は撤退していますね。ですから、恐らくこの庁舎辺りも震度7が直撃した場合には、どのようにお考えですか、この庁舎。本庁舎。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 震度7の地震があった場合に庁舎が耐えられるかという部分であります。

5強で確かに壁にひびがという部分がありますけれども、外目から見ると、れんが一つ壊れていないという部分もあるので、そこまで耐えられるかどうか分かりませんが、もし庁舎が駄目になったという部分であれば、やはりそういう場所じゃない場所において本部を設置するというふうになると、こういうふうに思います。

それと、地震の被害の想定という部分について、今回5強であったわけですが、地震としての全壊家屋は3軒という報告があります。ですから、そういった中においては、三

百三十何軒が全壊とあるんですが、津波のほうでという、それは液状化もありますけれども、地震そのものという部分であれば、そういった地震の被害のなかった部分について、災害対策本部を実施したいというふうに思っております。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうですね、災害対策本部も、実は前回のとき、災害対策本部に詰めていましたが、あの余震のときにやはり正直怖かったですね。ですから、そういうときには災害対策本部はここでないほうがいいような気がします。実際に余震のときに、市長も副市長もいらっしゃいましたが、実際怖かったですよね。あれで災害対策本部、ここっていうことは、ちょっとトップに万が一のことがあってもあれですから、ここでないほうがいいような気がします。実際にひびも入っているわけですから。

それで今、倒壊家屋が少なかったということですが、マグニチュードが1増すごとに地震のパワーは34倍だということを聞きました。ですから、はかり知れない大きさになるわけですから、阪神・淡路のときの倒壊家屋、何軒か分かりませんが、あれだけの家が一瞬にして倒れてしまっているわけです。ですから、今回は倒壊家屋少なかったですが、もっと大きい地震が来た場合には、液状化で傾いた家なんかは、あれ、もう1ぐらい強かったら全部倒れていますよ。もう半分倒れかかって、辛うじてもっているんですから。ですから、被害は相当大きくなるということを想定しておくべきだと思います。

それと、先ほど災害は自分で守ると、これ当然です。ですから、何でも行政にというわけじゃなくて、各家々で守れることは、準備できることはしておくというのを改めて広報内でお知らせすべきだと思います。

例えば、前回のときは、この辺は幾ら水道が切れたといっても間もなく回復しました。スーパーとかお店の食料や飲料水はすぐなくなってしまったんですが、首都圏を襲う大地震が来た場合には、今回のようなわけにはいきません。恐らく食料や道路も全部寸断されますので、自分たちで守るというほかにありません。ですから、各家庭においても、最低でも1週間分ぐらいの飲料水は確保しておいてくださいとか、あるいは、よく言いますが、お風呂の水は抜かないで置いてくださいと、水洗トイレに流すのに使いますから。そういうものとか、基本的なことで結構でしょう。それと、たんすとか倒れないように突っかい棒をやって守るとか、そのぐらいのことは各自が自分で当然やるべきだと思います。そして、前回ですか、太田議員さんから質問がありました住宅リフォームと併せて、やはり耐震補強もやる場合には、耐震診断だけじゃなくて、耐震補強にもリフォーム助成と併せて、幾らかでも補

助金を出していただければどうかと、このように考えますが、いかがでしょう。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 確かに地震の備えという部分は必要だと感じております。ですから、お金があればライフラインについてもすべて耐震化をいち早くやりたいとか、いろいろ考えもありますけれども、財政的な部分もあって一度にはできませんが、その都度やっていきたいというふうに思います。

それから、議員さんが今言われましたいろいろな家庭での心得、そういう部分についても、防災マニュアル、家庭用の部分を配布したりと、そこには今言われたようなこと、それ以外の、やっぱり自らがそういう、生命を守るためのいろいろな小さなものも入っていますので、そういうことが実際地震があったときに必要になることだというふうに思っております。また、阪神・淡路大震災の教訓を生かした中でのそういう部分も、反省の中での検証をされていますので、そういう部分を載せてあるマニュアルがあればさらにいいのかなというふうに思っております。

それから、確かに地震ですので、耐震というものは最低限必要になります。そういうことの中において、市のほうにおいても耐震の調査、診断の補助金を持っているわけでございます。ただ、持っているんですが、やはり今議員さんがおっしゃったように、その次のある程度フォローがないという部分があって、あまり活用されていないというのがあるのかなと、その部分については今後検討していきたいと、そういうふうに思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りますが、たまたま今、阪神・淡路というのが出ました。ちょっと言い忘れた、質問ではありませんが、そのときに建物火災が相次いで発生しました。それは当初放火と見られたんですが、そうではなかったんですね。電気が一たん切れて、通電した後から起こった通電火災でした。熱帯魚の水槽から出たとか、そういう火災でした。ですから、避難するときには、前回の3月11日の地震のときにも飯岡地区で火災があったんですが、これが通電火災と見られております。ですから、ブレーカーを下げた避難してと今度一言入れていただければ、なお安全かなと思うので、よろしくお願いしたいと思います。

道路の雑草、のり面の管理についてですが、いろいろ予算もかかることですが、ここ1年ぐらい、道路の雑草の管理がどうも徹底されていない、伸び放題という感じがします。

実際に市役所に来るときにも、道路のわきには白線がありますね。あれ大体、道路の隅から1メートルぐらい、その白線がもう隠れてしまっているんですね。ガードレールなんかも全然見えないんですよ、雑草に覆われてしまって。その分道路が狭くなっているわけです。ガードレールなどは、カーブのところなど、カーブの内側に雑草が生えていると、もう100メートル、50メートル先見えないんですよ、ガードレールの陰になってしまって。非常に危険なんです。ですから、そののり面を刈っていただければ、カーブの見通しも非常にいいわけで、ただそういう場合、恐らく、県道が多いんですよ。県道は市じゃないからできないんでしょうが、県道のほうの場合には、やはり道路のり面の草刈り等、やはり言っているんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 県道に関しては、市のほうに苦情が来た場合は県のほうに連絡をして要望はしておりますけれども、県が予算の関係上すぐというわけになかなかいかないのかなというのが現状でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 県のほうですから、予算がないと言えばそれで本当に終わってしまうんですが、実際に大正道路来ますと、信号があって、朝にキンセキ社に向かってくるともう1個目のカーブ、竹がすごいんですよ、大きくなってしまって。全く見えないんです。それとあと、海上支所のほう回ってくると大間手辺りに来るんですが、あそこも前は排水ということで掘ってもらって非常に助かりましたが、あそこももう草が伸び放題になってしまって、道路の白線を超えて、もう草が伸びてしまっているんです。昔は地区の人たちが刈ってくれたんでしょうが、今は地区の方々も高齢化等、あと田んぼも作りませんので無理なんで、そういうところもメイン道路といえばメイン道路ですから、そちらのほうもぜひ、定期的に草が伸びてきたら、市民から言われたらやるとさっきおっしゃっていましたが、そうではなくて、特に夏場はもうおえているようでしたら刈っていただきたいと、このように思うのですが、そのようにお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 草刈りの要望です。8月末現在、172件ほど要望がありまして、8月末現在で五十四・五件終わっておるんですけども、かなりの要望がありますので、そう

いった交通の心配、車の多いところとか、そういったメイン道路に関しては注意して、草刈りのほう刈っていきたいと思いますので。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それと、これはあと市道でしょうが、同じく海上地区のあじさい街道というところありますね。通常あじさい街道というような。あそこも空きかん等いっぱい捨てられて困ったやつが、公民館友の会の皆さんとかが、何とか捨てられないようにということでアジサイを植えていただきました。非常にきれいになって旭の名所の一つになっているんですが、当時やってくださった方々も大分、高齢になられて手が回らないというのが実情です。地元の元議員さんなんかが一生懸命やっていたり、あと役所の課長さんなどが自分たちで自分の機械を持ってきて、自分で燃料を持ってきて刈ってくれていたんですが、面積が広いですから、とても刈り切れないんです。それで、地区の人たちも刈りますし、あと老人クラブの方々も手伝っていただいているようですし、ライオンズクラブなんかも刈るんですが、あの道路の通行量が多いので、非常に刈っていても危険なんですね、草刈りをやっていて車にはねられそうになるときもあるし、非常に気を使うので、これから新たにああいうのも、みんなで善意でやってもらっているんですが、この後はだんだん、さっきも言いましたが、今年なんか大分もう草が伸び放題になってしまって、道路の見通しも悪くて交差点など非常に危険なんです、こういったところはどのようにお考えでしょうか、今後の管理。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 草刈りのほうは、今、主にやっているのは建設課の作業員と、シルバー人材と、あと民間業者に委託しておりますけれども、広域農道は何か取りあえず通行の車のほうからもいろいろ、何も防護しないでやると危ないとかって苦情もありますので、今後はそういった面も考慮して、シルバー人材のほうでも、結構高齢者で、なかなかそういう面ができないということがありますので、業者委託とかそういった面で考えていければなど思っておりますけれども、業者委託も結構お金のほうもかかりますので、地区の方が植えたものであれば地区の方が本来はやっていただければ一番ありがたいんですけれども、そういった高齢とか何かでできないということであれば、今後はちょっと検討していきたいと思えます。

○議長（林 一哉） では木内欽市議員、4回目の質問でしたので、次へ進んでいただきたいと思えます。

○15番（木内欽市） はい、了解しています。

続いて、AEDの設置についてお願いします。

先ほど課長さんのほうから、やはり答弁がございました。まさにそのとおりで、救急車が到達するのに旭市の場合は平均6分ということです。そうすると心肺停止状態になった場合、1分間に10%ずつ死亡率が上がっていきますので、6分という、もう生存率が40%なんです。ですから、このAEDがあれば相当数が助かるんじゃないかなと思います。先日ですか、サッカー選手も亡くなりましたが、これもAEDがあれば助かったであろうと言われております。

ただ、このAEDは、あるところが限られていると思うんですよ。市内に配置されているところが。どこにあるかもあまりよく分からない。学校とかそういうところにあるのかなと思います。学校は夜間は誰もいませんし、土曜日、日曜日はほとんど休みで、学校も広いのですから、どの辺にあるのか分からないんですが、AED、何か所ぐらいあるのか、もし分かったら教えてください。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 設置数37か所、各学校にはすべてあります。そのうち、カメラの台数については69台というふうになっております。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 小学校にあるということで、小学校では講習を受けて使えるのは、先生方は使えるでしょうが、あと子どもたちにも使い方は指導しているんでしょうか、その辺はどうでしょうか、分かりますか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） AEDのほうでございすけれども、各学校にございまして、確かに今議員さんおっしゃるように、学校の職員は全部毎年のように講習会をやっておりますが、こちらで把握している限りでは、子どもたちが自分たちでというのは、ちょっと私も把握できておりません。後でまた調べてみます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 使用方法を間違えてしまうと、感電して子どもたちが心臓止まってしまうということもあるそうですけれども、でも、それは人工呼吸の仕方、小学校ぐらいのと

きに教わって、大体、今できると同じように、やはり高学年ぐらいはAEDの使い方を教えてもいいのかなと、このように思います。

実はお盆明けに、私も消防署でAEDの講習受けて修了証をいただけてきました。実際にやってみないとできないですね。いざ人が倒れて慌てた場合には、まず1回や2回のあれではできません。今言ったように毎年講習をやらないと駄目だと思います。

それで、ここで提案なんです、この後の問題ともなりますが、先ほど総務課長が、アメリカでは各分散して設置してあるということですが、旭市もぜひそのようにほかの市町に先んじてそういうのをやるべきだなと、このように思います。

先ほど資料もらったんですが、旭市の死因のトップは悪性新生物、がんですね。私は2番目は脳梗塞、脳の疾患だと思ったら、2番目が実は旭市の場合は心疾患なんです。全体の死亡者が年間792名、そのうち164名が心臓の心疾患で亡くなっているんです。死亡者の約2割が心臓病で亡くなっているんです。ですから、このAEDが各箇所にあって、みんな使い方を覚えたなら、相当死亡者も減らせるんじゃないかなと。

そこで提案なんです、学校はまあいいでしょうが、各区の区長さんがありますね、区長さんの家辺りにこのAEDを置いてもらうというのはどうでしょうか。あるいは消防団の幹部の家でもいいでしょうが、置かせておいてもらう。これだと区長さんにそんなに負担をかけるわけじゃないんです。

こういうことがあったんですよ。田んぼで稲わらを燃していて、竹やぶに移ってしまって、もうじき家に移りそうだと。うちのほうですね。消防署まで遠いですから、農家の人が急いで家に来たんですよ。消防やっているの知っていますから。急いで消してくださいと。それで、地元の人は消防団の幹部とか区長さんのことはよく知っていますから、それで消防車が来る前に自分たちの消防車両を持って行って、川の水をせきとめて、母屋へ火が移る前に消し止めたということがあります。

ですから、地元の消防団、あるいは区長さんの家というのは、大体みんな知っているんですから、そういうところにAEDを置かせてもらえば、そして、区民全員ならなおいいんですが、区の役員さんぐらいにAEDの使い方を覚えてもらうということであれば、万一どこかで倒れた人がいた場合に、それでやれば助かる可能性が大きいんですから、離れているところなんか救急車来るまでに10分かかってしまうんですから、1分間に10%ずつ下がっていったら、10分かかったら100%でほとんど助からないということですから、実際に救急隊が駆けつけても心肺停止状態で駄目ということ、何例もあると思いますので、そういった

ことを防ぐためにも、ＡＥＤをそういうところに配置していただければと思うのですが、ご検討願えないでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） ＡＥＤを増やしたらどうかという部分であります。

今のところ公共施設が多いんですけれども、公共施設だけではなくてという、できれば各区とかそういう部分という、設置できればというふうであります。それについては、設置場所、管理方法は十分に検討しなければならないというふうに考えております。

区長さん宅でというお話もありましたけれども、区の代表者という部分でありますけれども、個人の住宅ということもありますし、また家族のプライバシーという部分もあると思います。また、そういう事態になったときに、昼夜を問わずという部分もあると思います。ですから、管理するという部分については、多大なご面倒をおかけすることにもなると思いますので、今ここでそういう部分にという部分については難しいかなと思います。

ただ、そう思いますけれども、ＡＥＤについては消防署のほうで、ある程度、先ほどもありましたが、救急という部分の中で実施しておりますので、消防署の考えもよく聞いてみたいと考えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○１５番（木内欽市） よろしく申し上げます。

それでは、４点目の防犯カメラの設置について伺います。

刑法犯は確かに減少しています。しかし、発生件数はまだまだ多いんです。

日本一安心で安全なまちづくりというので、私もよく見るんですが、安心度ランキングは800ちょっとある区市の中で、旭市は564位なんです。下から数えたほうが早いんです。刑法犯は多少いっていますが、全国で220番ぐらいなんです。ですから、決して低いわけじゃないんです。ですから、それを防ぐのには防犯カメラが一番効果があると。秋葉原の殺傷事件があって、秋葉原では一気に作りました。設置をしましたね。それで、千葉大の園芸学部の学生さんが亡くなったと。やはりそこもそれから増やすんです。ですから、何かないと増やさないですよ。

先日も防災無線で、中学生が行方不明になったと流していたので、これは誘拐でもされてしまったのかなと、防犯ビデオがあればよかったのになと思ったんですが、それは誘拐では

なくて、犯罪ではなかったからよかったんですが、瞬間やっぱり思います。ですから、やはり安心・安全なまちづくりを目指す旭市ですから、防犯カメラの設置をぜひお考えいただきたい。前回も言ったんですが、値段が高いとか予算とか言うんですが、そんなに高いものじゃないんですよ、これ。統計は忘れましたが、防犯カメラ1台あると警察官10人ぐらいの抑止力があると聞いたことがあるんですよ。ですから、それから考えたら、完全に安いし、犯罪を防ぐという意味で防犯カメラの設置、あるいは個人的に商店等が設置する場合に、そこに、では少しでもいいから補助金を出すとか、そういうようなことをご検討願えないでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今お話がございました犯罪防止対策という、抑止力という部分の中で必要だという部分でございます。

確かにこれについては、3月にも同じ質問があったということでございます。確かに木内議員のお考えのように、防犯カメラを設置することという部分については、必ず犯罪抑止効果が得られるということは推察はできます。

推察はできるんですが、防犯カメラをある程度設置するという部分について検討しているんですが、どこに設置したらいいかという部分もありますし、まずは個人情報というか、プライバシーの問題もあるので、ある程度そういうつける場所については、そこを通る方とかいろんな部分がありますので、そういう部分をある程度考慮しなければならない、配慮しなければならないという部分もあると思います。

それとまた、費用対効果という部分について、確かに大きな事件があったとき、活躍するんだという部分もありますけれども、確かに旭市自体の事件という部分については、そんなに多くない。また、先ほど申し上げましたけれども、軽犯罪の部分については減っているという部分もありますので、今、新たな部分を設置する考えはという部分については、もう少し検討させていただきまして、今の形のままだう少し続けていきたいというふうに考えております。そういうことでありますので、また補助金のお話もありました。そういった補助金をという部分もありますけれども、今申し上げましたとおり、もう少し今までの形でいきたいと。また、警察署のほうとも情報提供をよく連携をして、またどうしても必要な部分という部分があれば、そのときに考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） プライバシーとか言いますが、それだったら、秋葉原に何台ですか、これ、34台とか、千葉大に9台とか。これだったらプライバシーだと言っていたら、防犯カメラ設置できませんよね。隠し撮りはいけないんですよ。いけないけれども、防犯カメラ作動中とやっておけば、全然プライバシーにも何もならないんですよ。ですから、プライバシーだからつけられないというのは、もうやる気がないとしか思えません。プライバシープライバシーといったら何もできませんよ。これプライバシーのそういうことになるのかならないのか、法的にどうなのかということをよく考えてから答弁してください。別にすぐやれと言っているわけではありませんが、いいまちを作るためにという提案でございしますが、プライバシーということで駄目ということであれば仕方ありません。次の質問にいきます。

農業問題にいきます。耕作放棄地、これは仕方がないですが、私が今言いたいのは、斜面林のわきに、農水産課長答えてくれた、その点なんですね。そこらがどんどん今増えつつあります。これ減ることないんです。きのうでしたか、伊藤保議員も質問がありましたが、里山と併せて、その斜面林の棚田、この辺が非常に荒れつつあります。ここは労働力がないだけでなく、課長がおっしゃったように水路が分断されてしまうと、もう作れないんですよ。この間もお願いに行きましたが、やはり地震か何かで水路が壊れてしまう。そうすると下の人が水が引けないんで、それでなくても手間もかかって収量も少ないんですよ。味はいいんです、棚田の米は。温度差がありますから。水もいいし、作ればおいしいんですが、ただ収量はもう6割ぐらいしかとれないんです。手間もかかるし、味がいいだけではこれ維持できないんです。ですから、もうこれは危機的状況なんです。時間の問題なんです。どんどん全部荒れて山になってしまうのは。田んぼは1年作らなかつたら草だらけになってしまいます。ここからも田んぼ見えますが、あの田んぼ、作ってくれるからいいんです。年間3回も4回も耕すからきれいであるんですが、あれを作らなくなったら、想像してください、1年したらヨシが幾らでも生えて、2年すると木が生えてくるんです。山になってしまうんですよ。そういう状況なんです。同じ旭市であって。

ですから、これはもう行政の力なしには維持できないんです。今までは組合でやっていました。私も父親が亡くなって当時30代でその組合へ入ったんですが、今、私が一番年長なんです。20年間私の下は誰も入ってこないんですよ。私が一番若いんですから。当然、もう上の人たちがいなくなったら管理できないんです。もう有志だけの草刈りは限界があるんです。ですから、そういった面で、里山を守る意味、あるいはそこからは豊富な湧き水が出ている

んですから、これだって震災のときには、これをくめば飲料水にもできますし、おふろとかご飯炊くには十分なんですよ。そういった意味で大事なんです。合併前に旧旭市の議員さんがいいなと、海上のあの大地の山、欲しいよ、うちのほうで100メートルでもいいから欲しいよと非常に欲しがったんですよ。貴重な財産ですから、ぜひその点について、大きな耕地には補助金がいっぱい出ますが、ああいうところ出ないんですよ。補助率があると言ったんですが、例えば用排水路壊れた場合、どのぐらいの補助をいただけるのかお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからいろんな農地の大事さ、そういうことも教えていただきました。特に今、旭市の中で幾つかの集落で取り組んでいただいております、農地・水・環境保全向上対策という、これにつきましては、集落の中で農家だけじゃなくて、非農家の方も含めて、みんなで集落の農地あるいは農業用排水路、そういうものを維持していこう、そういう動きに対しまして、国・県、市が、水田ですと10アール当たり4,400円、畑ですと10アール当たり2,800円、こういうものが面積に応じて支援をされます。そういう経費を使って積極的に取り組んでいただいている集落もございます。

特に、今年からは国の中で向上活動支援交付金ということで、例えば土水路をいろいろな構造物を据えつける、そういうものにつきましても国が支援する、そういうことも支援をしている、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、続いて大きな3、不妊治療についてです。時間がないので簡単にやりますが、この不妊治療は、1回の治療に1か月かかる。体外受精ですと、治療費は1回30万円から50万円かかるそうなんです。ですから、若い人たちはもう2回やると100万円ですから、やりたくても続かないというのがあれなんです。先ほど課長が言った北海道のこの町は、人口9,000人ぐらいのところで、この不妊治療全額持つそうなんです。5年で10回まで助成という、こういう町もあるわけですから、ぜひ旭市も前向きにお考えをいただきたいと思います。

時間がないので、ちょっと不妊治療の声をここでお伝えして、次の質問に移ります。ある女の方です。家のローンとかあるので、治療に使えるお金を100万円までとしていましたが、それを超してしまったので、今は中止しています。あと、1人目のときは妊娠するまで200万円かかりました。今は2人目の不妊の治療中です。働いても不妊治療にすべて消え

てしまいます。これが現実です。こういうことをお考えいただいて、前向きにご検討を願いたいと思います。

続いて、新庁舎についてに移ります。

この新庁舎は、計画はないということですが、建てるのであれば、私はもう早急に建てていいんじゃないかなと、このように思います。よく庁舎は、みんなやると議会に反対されるというふうに言いますが、私はそうじゃないんです。これはもう昭和39年に建てて、耐震診断はやればもう不適というの分かり切っています。建てないで旧庁舎を使うんならいいんですよ。新庁舎を建てるという予定があるのであれば、もう早急に建てる計画を進めてもいいと思います。計画を出しても3年や5年かかるでしょうから、その点はいかがでしょう。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほどもお答えしましたように、平成30年をめどに建てる計画を立てるということで、行政改革推進委員会でそういった方向を出しているわけでありますけれども、合併特例期間が延長になったという、今、合併特例期間中の32年度末までに庁舎が建設できるような方向で、これからは検討を進めていきたいと、今はそういった思いを持っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 庁舎といたってそんなに高度な、大塚議員が前回質問していましたが、多額のお金かけなくてもできると思うんですよ。私は自分なりに、ちょっとある人といういろいろ話をして、土地は1万坪あればいいだろうと。駐車場に1,000台で7,000坪いるでしょうから、土地は1万坪あれば足りるでしょう。坪1万円で買ったにして1億円です。2万円にしても、2万円にしたら2億円ですか、土地代は2億円で済むでしょう。建物だって、恐らく3,000坪あれば足りるんじゃないでしょうかというんです。坪50万円で建てれば15億円ですか、そのぐらいのお金で建つんだから、そんなに庁舎庁舎と構えなくても、もう中学も大体終わったんですから、建てるのであれば、庁舎は別に30年にこだわらなくてもいいんじゃないかなと、こうやって思うんです。この庁舎にだって職員の方々だって大勢いますし、私たちは議会ぐらいしか来ませんけれども、私たちはどうでもいいんですが、一般市民だって相当この庁舎を訪れます。これが地震で崩れてしまったなんていった場合にはどうするんでしょうか、やはり心配になります。そういった面で、場合によっては私は早めてもいいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 議員おっしゃるように、今まで中学校の耐震化、あるいはまたいろいろなところの公共施設のいろいろな整備、そういったものも結構ありまして、市の市債といいましょうか、そういったものもかなり縮小していかなければ、返していかなければならないというような部分の中で、市庁舎については、それらがほぼ目安がついてからというような考えでいたわけでありまして、議員おっしゃるように、そういったコンセンサスをいろいろな方々ととりながら、少しでも早く庁舎建設に向かって進めたいと、そんなように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 浦安市なども、基金があつて一時庁舎の建設を中止していたようですが、やはりやるようです。あと習志野市なども今回の震災で庁舎が傷んだということで、庁舎を建設します。何度も言いますが、この庁舎は、もう今度控室に行けば、議員見てもらえば分かりますが、やはりひびが入っていますので、あのひびは危ないひびだということをちょっと聞いていますので、やはり建てるのであれば——建てないで旧庁舎を使っていくのであれば、これは別ですよ。新庁舎を建てるということであれば、そんなにお金をかけないで建ててもいいと思います。

最後に、区長の役割についてお尋ねをいたします。

区長さん方、みんな仕事が大変だ大変だと。実は私も今区長をやっているんですが、大変だからという質問ばかりじゃないんですよ、誤解しないでください。回すものは回すもので結構です。

ただ、それよりもさっきも言いましたように、区長の役割は各区にあつて誰にも分かるんですから、AEDのことはプライバシー何とかと言われましたが、AEDでなくても、この間の震災のときに感じました。消防団で回っていたときに、飲料水をくださいと、こう頼まれました。飲料水は避難所に行けばありますから、取りに行ってくださいよと言ったら、老人で避難所まで行けないんですよ、だから頼んでいるんですよ、持ってきてくださいというから、私どもは軽四に満タンに水を積んで持って行って、近所の人に配ってくださいと、近所の人みんな分けてやってくれました。

そのときに、そういう被害の場合には、大変でも、区長さんの家に飲料水を預かってもらえば、区長さんがみんなに分けてもらえて、我々消防がいちいち呼ばれて水を持っていかな

くてもいいんだと、そういったことを感じました。ですから、災害のときには、区長のところを物資の中継場所というか、そのように協力をしてもらえれば、その区の人たちがみんな区長のところへ行って、水をもらったり、あるいは物資をもらったりということができていいかなと、これは新たなそう考えての提言であります。先ほどのAEDもそうなんですが、そういうことをやってもらえれば、別に家族のプライバシーといったってAEDを借りに年に1人来るか来ないかだと思うんですよ。ですから、そういった場合には理解してもらえと思うので、災害のとき、そういうときに区長さんをお願いしたらなと、このように思っています。いかがでしょう。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 区長さん方に、今回の災害発生時にもお願いを实はしました。災害発生をして間もなくのときに、全区長ではありませんけれども、各地区の区長会長さん、そしてまた矢指、富浦、そして飯岡、その当時は蛇園のほうの区長さん方も来ていただいたかどうか、はっきりは記憶ないんですけれども、区長さん方に全員来ていただいて、いろいろな仕事を応援していただきたいというような話をさせてもらったわけでありまして、区長さんもなかなかこの3月の発災時でありましたときに、引き継ぎがありまして、みんな交代をしているというような部分もありまして、なかなかそのところでの連絡網といいましょうか、そういったものができない。また、区長さんも1年で終わる区と2年で終わる区があると。そんなような中で、そういうことであれば民生委員に頼もうかというような部分もありましたし、いろいろと試みはしたわけでありまして、なかなか掌握、連絡といいましょうか、区長さん方にきちんとした要望、救助活動、そういったものがお願いできなかったのが現状でありまして、これからはそういった部分では区長会にも常日ごろそういった部分でお願い、そういった災害時、緊急時にはお願いをしたいなと、そんなようにも思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 滑 川 公 英

○議長（林 一哉） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） 12番、滑川公英。

平成23年旭市議会第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

東日本大震災から一昨日で半年がたちました。被災されたすべての方々に衷心よりお悔やみ、お見舞い申し上げます。

被災者の方々は、震災後もう6か月も過ぎているのにといい、政府や自治体側はまだ6か月と思っているのではないのでしょうか。広原地区よりの復旧の陳情書も、もう5か月もたつのに解決しないと市民が求めたものだと思います。速やかな復旧、復興を進めてほしいものです。

大きい1番目として、入札、契約制度の改善について。

指名競争入札、一般競争入札、ダイレクト入札と、入札制度は改善されておりますが、今までにも同僚議員もたびたび質問されておりましたが、予定価格の99.99%とか、工事内容が違うのに小数点以下5けたまで落札パーセントが同じとか、素人でも疑問に思える落札価格が往々にしてありました。昨年には前年度に対して5倍の工事金額を受注した優秀な建設会社もありました。設計書の工事金額と市長の歩切りに対し、並外れた洞察力、解析能力があればこそ落札できたのでしょうか。しかしながら、公平性という点ではいかがなものでしょうか。建設業界でなくても疑念を持つのではないのでしょうか。

Aとして、最低制限価格について、これからどのように改善していくのかお聞かせ願いたいと思います。

Bとして、低入札価格調査制度、工事または製造その他についての請負契約の入札において、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があった場合、すぐに落札者を決定せず、低入札価格の調査を行った上で当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを決定する制度ですが、これを旭市としては導入する気があるのでしょうか。

2番目として、市役所、中央病院の車両購入、車検の公平性について。

このことについては何度もお尋ねしておりますが、車検について、普通2年あるので21年10月に総務課長名で指示が出ているので、今年は正確な答弁がいただけるものと期待しております。特に中央病院については、1社でほとんど受注していたように報告がありましたが、その後どのように改善されているのかお示し願いたいと思います。

大きい3番目として、大震災後の行政の対応はどのようになっているのか。

Aとして、基準点の動いたと言われる液状化地域の道路、側溝等についての復旧は。

今年の夏は、空梅雨で6月から猛暑で、液状化地域の被災者は下水の処理、悪臭には大変難渋したそうです。市道については今年度中との答弁がありましたが、優先順位に道路、排水路等の工程表をお示してください。

Bとして、企業誘致、B級グルメ、道の駅。

こんな大変なときにこそ産業の活性化をどんどん進めなければならないと思いますが、現実には避難所運営、仮設住宅、瓦れき処理、あつという間に時間が過ぎてしまいました。10月以降おのおのどのように取り組んでいくのか。震災で税収の落ち込む中、産業の強化しか旭市の発展はあり得ないと思いますが、当局の方針をお聞かせ願いたいと思います。

Cとして、食彩の宿いいおか荘について。

市長は6月議会で、そのまま民間に売却、最低限の修理をして売却、委託する、記念館やレストランをやるなどの提案をしておりました。千葉日報にプロポーザルで売却と大きく報道されましたが、昨日答弁されましたように限界に来ていると思います。

21年度の代表監査の意見は、当年度の未処理金が年間総事業収益の60%を上回る状況において、今後もこのような経営状況が続き、大幅な赤字が発生するようであれば、経営形態等の見直しを視野に入れた上で、できるだけ早期に解決策を検討し、措置を講じる必要があると述べております。また、今年の22年度の監査意見は、今後の見通しはさらに厳しくなる、施設の経営に対して行政が果たすべき役割について、長期的展望に立って検討とあります。

いいおか荘は、企業債残高2億3,000万円、一般会計借入残高6,500万円、もし存続させるとして1億円修繕費に充てると、もうそれだけで約4億円。売上げが約1億7,000万円で累積赤字は1億6,700万円は完全に債務超過だと思います。どんなことをして存続したくてもできないというのが現状の数字ではないのでしょうか。市長の英断をお願いいたします。

米の放射能検査が遅くなった理由です。旭市は米の生産額でも、近隣では香取市に次ぐ大産地です。米を作る県下52市町村の中で三十数番目に出荷の自主規制解除となったわけは。

Eして、パークゴルフ場について。

昨日の平野議員の質問で、国の復旧事業にのせるとのことです。9月中に分割発注すること。もともと健康増進と観光に対する寄与で作られたわけです。6月議会でもかんぼの宿が12月中に再オープンの予定と答弁しています。パークゴルフ場はかんぼの宿と提携してイベントを開催しています。向太陽杯もその一つだと思います。きのう答弁されたより速やかな繰上工事は可能なのでしょうか。

第1回目の質問を終わります。あとは自席でお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問に対しまして、私のほうから、3番目の大震災後の行政の対応というようなことで、道の駅と食彩の宿についてお答えをしたいと思います。

道の駅については、きのう平野議員から質問がありまして、答弁したとおりであります。私自身としてはすぐにでもやりたい、そんなような思いでありますけれども、まずは復旧・復興が最優先だというようなことがあります。そしてまた、復興計画を今、作成中であります。市の上位計画であります総合計画も、後期基本計画を今作成を始めるところであります。また、3月でしょうか、定住自立圏構想が議会で承認をされました。そういった部分の上位計画との整合性を図りながら、復興計画の中でも中心的なメーンの施設として、これからやっていきたい、私はそういうような思いでありますので、本当に恵まれた環境といえるでしょうか、恵まれた立地条件の中で、そういったことを旭市の中でもぜひひとつやっていきたいなど、そんなように思っているところであります。

次に、食彩の宿についてであります。これもきのう質問がありまして答弁をさせていただきましたが、食彩の宿いいおか荘につきましては、震災直後に復旧に係る概算費用を算出し、再開に向け検討してまいりました。復旧には多額の費用がかかること、そしてまた、今議員がおっしゃられましたような現下の負債額、損失額、経済状況等を考えますと、公で営業を再開するということは無理があるのではないかと判断をしているところであります。林議員にもお答えをいたしました。今後は公募型プロポーザル方式での民間委託や貸借等について検討していきたいと、今考えておるところであります。

売却ということも、新聞や6月議会で報道があったものでありますけれども、売却ということは観光宿泊施設を賃貸契約あるいは委託、そういうことができないときには、その建物

を買ってくれる人がいるのかなと、そんなような思いで言ったことでありますので、あくまでも委託や賃貸ということを最初にやっていきたいと、そんなように思います。

そしてまた、プロポーザルの中では、あそこの環境面を考えまして、観光宿泊施設として、そういった基本的な姿勢を旭市としては条件に入りたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課からお答えするものですが、入札、契約制度の改善、それから市役所、中央病院の車両購入、車検の公平性という、この2点についてお答えいたします。

まず、入札の件でございますが、最低制限価格、今後どう改善していくのかというご質問でございました。

議員ご質問の中にもございましたとおり、この入札制度につきましては、指名からダイレクト入札、一般競争入札等の導入をしてまいりました。さらに現在では、千葉県と県内の市町村が共同で利用するちば電子調達システム、この電子入札システムで執行しているところでございます。

この最低制限価格制度について、中にあるわけなんですけれども、旭市はご存じのとおり、建築が80%、土木等の工事が70%という一律の数字になっております。この最低制限価格については改善の余地があるのかなと、担当課のほうとしても考えております。

この考え方なんですけれども、例えば土木の工事でいけば、直接工事費というのがあって、さらに共通仮設費というのがあります。その中で、あと現場管理費と一般管理費というのがある。それぞれを一定割合を掛けて、その中で最低制限価格を求めていく。こういう制度は既に県等も導入しているところでありますので、そういうのが一つの案になるのかなと。それは契約検査班の中でも検討しているところでございます。

それと、低入札の関係なんですけれども、これについて導入する気はあるのかというご質問でございました。低入札価格調査、これは予定価格の範囲内で最低の価格で入札された金額によっては、契約の内容が履行できないおそれがないかという調査を行う制度でございまして、総合評価落札方式により契約する工事を対象としておるものでございます。これについては、市のほうは試行制度を持っておりますので、少なくとも今年度、総合評価落札方式と低入札価格については実施する予定で、今工事の担当課と調整しているところでございます。少なくとも試行ということで1本ないし2本、そういったものを実施してまいりたいと

いうことで考えております。

次に、2の車検の件でございますが、公用車につきましては、何度か手直しさせていただいた中で、ご質問の中でもございましたとおり、財政課のほうから指示をいたしまして、それぞれ市内の車検の取り扱い事業者すべてに希望があるところには行くように、そういう形をとっております。

市役所に係る公用車については、市内65社、これすべて今割り当てをして、車検を実施しているところでございますので、これは昨年の9月にご質問があったときにもご報告申し上げましたけれども、今年度も引き続き、当然車が変わったり廃車になって新たな車が配属された、そのときには必ず車検はどこそこですよねというような形でお願いしていっていると。

あと、新車で購入したときには、保証期間がありますので、そこについては購入したところで保証を持つ1回目は必ず実施していただくということで、財政課のほうは各課にお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院の車検の実施状況についてお答えいたします。

まず車でございますけれども、救急車2台と一般車両30台、合計32台でございます。

車検整備につきましては、修繕費といたしまして、予定価格が50万円以下の場合については随意契約により実施しているところであります。

なお、救急車等の特殊車両につきましては、1者見積もりということで随意契約によりまして実施しているところですが、それ以外の車両につきましては、10万円未満のものにつきましては1者以上の見積もりによりまして、それから、10万円以上50万円以下のものにつきましては、2者以上の見積もりにより随意契約で実施しているところでございます。

なお、病院といたしましては、1者に偏らないような配慮をすることにしたところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、大震災後の行政の対応はということですが、建設課のほうでは、液状化地域の道路、側溝等についての復旧についてご質問がありました。

震災によりまして、皆さんご存じのように、飯岡地区は津波による被害、旭、海上地区は液状化による被害を受けました。

震災後、道路のライフラインの復旧ということで、旭市建設業災害対策協力会の会社32社の協力によりまして、2か月を要しまして、大きなものを処理をいたしました。

被災箇所の復旧については、国の補助で行うものと市単独で行うものがあります。国の補助で行うものについては、災害査定を受けなければなりませんので、国の災害査定が今回は現場の査定ではなくて机上査定といいまして、机の上だけの査定でありましたので、今回こういった査定は初めてでしたので、その査定に3か月間を要してしまいまして、災害復旧の工事の発注が遅れてしまいまして、被災された方々には大変ご迷惑をおかけしました。

あと、議員さん言われたように、広原南地区の工事も含めて、8月末までに11本の工事を発注しまして、未発注の工事につきましても排水に支障を来しているところ、交通量の多いところから随時発注していきたいと考えております。

また、質問の境界ぐいがという話ですけれども、境界ぐいが動いている路線については、過去の立ち会い資料や土地改良事業を実施済みの地域に関しては測量図等を参考にして、今後進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、商工観光課のほうから、同様に3番の震災後の行政の対応ということで、産業活性化が一番大事だろうというご指摘を受けました。そのとおりだと思います。その中で、企業誘致ということでご質問がありましたので、それにお答えしたいと思います。

震災後の対応ということでございますが、8月末現在での企業誘致立地交渉等について、電話・メールでの問い合わせということで5社、来訪・往訪での交渉企業数は2社、具体的な進出の意思があった企業は2社というような状況になっております。

8月の月例経済報告によりますと「景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している」ということから、先行きは海外経済の回復や国の各種政策効果などを背景に、景気の持ち直しが期待されるところであります。

市の企業誘致の進め方として、定住自立圏構想に基づき、あさひ新産業パークへの優良企業の誘致は、税収や雇用の場が確保され、本市の産業経済の発展につながることから、今までの政策を踏襲して企業誘致を進めていきたいと考えております。

市の独自の誘致活動としましては、現行の企業誘致条例による工場等に対する課税免除や奨励金の優遇措置を実施し、今後も引き続き地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、千

千葉県並びに県土地開発公社などと連携し、優良企業の誘致に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、B級グルメのご質問についてお答えいたします。

昨年、旭市商工会の皆さんが、旭の特産品を使って旭をアピールしたいという思いから、旭もつ部会というものを立ち上げました。旭もつ部会は、市内で新鮮な状態で入手できるもつを利用したもつカレーを考案しまして、市内で行われた産業まつりの試食を経て、本年1月31日に千葉県主催のイベント「ちばのご当地カレー大集合」でも高い評価を受けたわけがあります。また、震災後の5月7日に横須賀市で行われました「よこすかカレーフェスティバル」というのに、復興中の旭市を元気にしたいという思いから出場を決意されまして、結果は見事第3位というものでありました。

このように旭市の産業の活性化のため、一生懸命活動していただいておりますので、市としてもPRイベント等の開催情報の提供はもちろん、市内外への周知につきましてもホームページや広報等で発信して、その他にも市が応援できる方策を検討しているというような状況です。

そんな中で、広報あさひ9月15日号で「ピックアップキラリあさひ人」というコーナーが広報の一番後ろにあるんですけれども、その中で旭もつ部会のメンバー紹介をするというふうに決めております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、米の放射線検査が遅くなったということで、その理由というようなことでご質問がありました。お答えさせていただきます。

最初に、これまでの米の検査の状況、そういうものを最初に説明させていただきます。

ご承知のように、7月29日付で、千葉県知事から放射性物質の安全性が確認されるまで、出荷あるいは譲渡、さらには贈答ですか、ただで上げても駄目ですよ、そういう自粛の要請がありました。同時に、その安全性を確認する検査方法等も示されまして、市内を昭和29年当時の旧村のエリア、実は16エリアがあるわけなんですけれども、そこから実は各玄米1サンプル、これは3キロになります。これを採取して、すべての検査が出そろってから公表すると。早いものからということじゃなくて、すべて16サンプルそろった中で公表する。そのサン

ルにつきましても、坪刈りでなくて通常の稲刈りをしまして、籾すりの時点で県職員が立ち会ってサンプリングをする、そういうことが指示があったわけであります。

ただ、本市につきましては、先ほど16か所ということの説明しましたけれども、この中に旧豊岡村、旧神代村、こういうものが実はありました。ここの両村につきましては水田面積が少ない、そういうことを県に要望しまして、現実的には旧豊岡村は旧飯岡町、旧神代村は旧萬歳村へそれぞれ編入というような形で、最終的には本市のサンプルは14か所、そんなことで県と協議をさせていただきました。

市では、農家の方に8月5日に市内全稲作農家に出荷自粛等のお願いというようなことで、約4,000人ありますけれども、文書によるお願いをいたしました。さらに8月10日には、いろいろその検査の方法、あるいは出荷自粛の解除の方法、そういうものにつきまして農家の研修会を開催しまして、生産者に周知あるいは理解を求めたものでございます。特にこの8月10日の研修には、農業委員さん方にもご出席いただきまして、14か所でのサンプリングの協力をお願い、地元で一番早く稲刈りをする農家への紹介、そういうものを実は協力依頼をさせていただいたわけでございます。

そうした中で、震災直後、旭市の水田への用水の大半、これを担っているものにつきましては、ご承知のように大利根用水、ここが実は震災で一部破損、さらには一部パイプラインの破損等も確認された。そういうことを受けまして、田植えに向けまして通水が遅れる、そういう情報がいろいろあったわけであります。そんな中で、大利根あるいは干潟両土地改良区からは、水稻の種まきを遅らせるような、そういう文書を稲作農家の方にも指導された、あるいは関係機関の指導によりまして、本年は種まきを遅らせる、そういう農家が多かったということがあります。

そういうようなことで、市内では地域によって田植えの遅い、あるいは早生品種の作付が少ない地域、そういうこともございます。そんなことで14か所、いろいろな取り組みがあったわけであります。特に一番早いのは15日に収穫をした、そういうものもありましたけれども、最終的には農業委員さん方のいろいろな情報収集、そういうようなことを受けまして、あるいは農家の方に協力いただいて、8月25日の午前中に最後のサンプル、これの採取が終わりまして、正午までに県庁に持参して27日に公表された。この27日の公表の中で、放射性物質のものにつきましては検出されず、そういうようなことを受けまして、直ちに防災無線等で農業者の方に周知をさせていただいた、そういう経過でございます。

そんなことで、市内14か所、いち早く稲刈りをされた農家等にご協力をいただいたわけで

すけれども、最善を尽くした中で、若干よその町村よりも遅れたというご批判ありますけれども、これ以上、ちょっと我々としては最善を尽くしたということでお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） パークゴルフ場につきましてお答えさせていただきます。

昨日平野議員の一般質問にもお答えしておりますけれども、パークゴルフ場の災害復旧事業につきましては、先般国より内示を受けたところでございまして、これを受けまして現在、契約事務の手続きを進めているところでございます。今月中にはすべての工事を発注する予定でありまして、今後は段階的に施設を復旧させていきたいと考えております。

中でも散水施設の復旧、これは急務となっているところでありまして、芝生や植栽を維持するためにも必要な施設であると考えております。

昨日も申し上げましたが、現在の予定では3月には仮オープンを予定し、平成24年4月1日からは本格的に施設の供用を開始したい、このように考えております。

ご質問中にかんぼの宿との連携というお話がございました。被災前にもかんぼの宿とは連携をしていたものでございまして、その内容は、かんぼの宿にお泊まりいただいた方につきましては市民と同じ料金で、またかんぼの宿からパークゴルフ場までお送りいただくというような連携をとっていただいたものでございまして、再オープンにあたりましても同様の連携をさせていただく中で、観光客の誘致に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） 失礼しました。繰上工事は可能なのかということですが、基本的には昨日申し上げましたように、分割発注はしますけれども、ある程度同時に発注をしたいということを考えています。つまりそれがいわゆる繰り上げというふうになるかどうか分かりませんが、先ほど申しましたように、同時に発注する中で、それをうまく工程会議の中でコントロールした中で、なるべく早く再開させたいということでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、入札制度の改善についてということですが、成田市では最低制限価格を公表したと。この前の同僚議員の大塚議員さんが質問したように、ランダム

方式をとったらいいいのではないかと、このようなこともあるのですけれども、実際には旭市としてはそういうことを全然考えていない、今のままだけで、電子入札だけでやっていくということなんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、成田市のほうは予定価格も含めて最低制限価格も事前公表ということでしょうか、それとランダム係数の導入、これについてどうなのということだと思います。

まず、先ほどちば電子調達システムの電子入札システムで市の入札を執行していると。このシステム、県内の30団体が利用しておりまして、入札の広告や結果、それから各団体の入札参加資格者の名簿等が閲覧できる等の運用をしております。この4月からは改善されたシステムになっています。最低制限価格を入力する際のこのランダム係数には対応していないものでございますので、ランダム係数については今の段階では市としては導入の考えはございません。

それと、事前公表をすることなんですけれども、これにつきましては、実は過去に事前公表をしていた団体につきましても、これは平成20年3月31日に総務省の自治局長等から通達が出ていまして、予定価格、それから最低制限価格の事前公表については、これは取りやめ等の対応を行うことというような方針が出されています。さらに、つい直近なんですけれども、この23年8月25日付で、総務大臣と国土交通大臣、この連名で、公共工事の入札及び契約の適正化の推進ということの通知がまいりまして、これについて予定価格等の事前公表の見直し、ここではもうはっきりと見直しという形をとるように書かれています。ちなみに、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とすることというような、そういう方針が出されておりますので、それに沿っていくのが適切なのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 先ほども質問しましたように、下5けたまで一緒とか、99.99%とかと、その辺が皆さん疑問に持たれていることだと思うんですよ。それを防ぐにはどうしたらいいかということだと思うんですけれども。

それで、これから議案で採決されることだと思いますけれども、旭市第二学校給食センターの入札の中で、機械設備だけが80でなくて84%になっておりますが、その理由、4%高い

理由というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 第二学校給食センターの機械設備の落札率でございますが、これは議案の補足説明で申し上げましたとおり、福井電機株式会社で、落札率はそのとき申し上げませんでした、83.33%だと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） なぜ最初から最低制限価格が84なのか、ほとんどが80になっているわけでしょう。例えば建設工事について80%、土木工事については70%、機械だからということで84なのかと聞いているんです。パーセントは分かっていますよ。落札パーセントは分かっていますけれども、なぜ84で……

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 最低制限価格でございますが、予定価格の80%になっております。これはその要綱で建築工事扱いでございますので、80%でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 手挙げて発言してください。相対でやったらしょうがない。
滑川公英議員。

○12番（滑川公英） これは今質問したことですけれどもね、ここにもあるんですけど、最低制限価格は84で出ているんです。それで落札率が83.33%でしょう。だから機械設備については4%高いのは特別なんですか、理由はということなんですかと聞いているんですよ。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず税抜きの予定価格を申し上げますが、3億6,479万5,000円だと思います。それで最低制限価格は2億9,183万6,000円だと思います。これは0.8、80%だと思いますが。その資料をどこから手に入れたのか分かりませんが、この開札調書がそのとおりになっていますので、それはちょっと違うのかなと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、今これで4回目ですか、4回目でもいいですか。

では、矢指の日の出保育所の入札期間なんですけれども、公示日が9月5日で入札日が9

月6日から16日までの10日間、開札が9月20日です。これ予算的には、予算が出ていましたけど、約1億5,000万円ぐらいの工事としては、普通入札期間よりも短いのではないのでしょうか、その理由をお聞かせ願えれば。

○議長（林 一哉） 違うところ、項目へ移ってもらわないと。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 先ほどの機械設備というのは、私のほうのパソコンに対する入力ミスで、83.33%でオーケーでした。どうも申し訳ありませんでした。

先ほど最後に言った日の出保育所の入札期間が短いのは、その理由についてお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 日の出保育所、確かに入札の見積もり期間、これが9月5日に公告をしておりまして、入札の締め切りが9月16日ということで、12日間になっております。

これは5月の臨時議会のときに災害の補正予算ということで、日の出保育所1億5,000万円の予算がついているものでございます。当然5,000万円以上の工事は標準的に15日以上の見積もり期間が必要という原則がございます。ただ、やむを得ない事情があるとき、この期間は5日間短縮できるという規定がございます。今回、公告の日を含めまして12日間ということでございまして、まず金額も当初想定したよりも大分低く抑えられるという見込みもあることから、この期間で十分見積もりができるだろうということで、今回入札を執行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、低入札のほうで、今までの執行部の答弁の中で、大分、前の話ですけど、手抜き工事等ができないような管理監査体制をとっているとお話でしたので、もし、先ほども言いましたけれども、低入札調査制度ですか、これを導入したからといっても、例えば建築後の品質についての検査体制が万全なら、できなくはないのでしょうか。

というのは、給食センターの建設工事については、低入札でやれば1,450万円ぐらい安くなるわけなんです。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 低入札価格調査、これはよそで実施している事例を見ますと、現実にはどの範囲のものを調査するかということなんですけれども、やはり70%から90%の間で入札したもの、これは県などが調査をしております。それ以下はやはり失格という制度が当然ございます、最低制限価格のように。少なくともこの中で低入札の工事の調査をするにあたって、一番重要なところはどこかということなんですけれども、現実には直接工事費というのがあります。これは工事に直接かかったいろいろな原材料を入れなければいけないところ、ここについては少なくとも、これは県等の事例でいきますと、100分の95を乗じた額で、共通仮設というのは、例えば工事を実施するにあたり、どうしてもこういうものを置かなければいけない、例えば交通整理人を置かなければいけない、そういうものがあると。そういうものは例えば引き下げしたときには、当然人件費の切り下げになってしまうということがあるので、その辺も100分の90を乗じた額であるとか、そういったところの積み上げになってまいります。ですから、少なくとも材料についても、人件費についても適切な価格をもって工事を実施してもらいたいという、そこの中での調査ということであります。

当然、その価格で安くてもいい工事を実施してくれる建設業者さんはたくさんいらっしゃると思うんですけれども、そういう中でも全国均一の中で万全を期していきたいという、そういう制度であると認識しておりますので、あと検査体制と、この低入札価格はある程度やはり切り離して考える必要があるだろうと。当然ふだんの工事の中での監督、検査、これはどういう金額で請け負って、用途もしっかり見るべきところは見るといっていいのが本筋ではないのかなと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、いいおか荘についてなんですけれども、その前に中央病院の車検のことなんですけれども、今実際には特殊車両も含めて何社ぐらいで車検を出しておるんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。
病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 現在のところ3社になっております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 1割ということは、金額が少ないから、例えば車検であれば、軽四であれば10万円以内とか、普通車でも20万円以内ということであれば、そういう話になると思いますけど、三十何台ある中で1割の数字の会社が受注しているということは、中央病院としては、やはり公立病院なもので、市役所本庁と同じような、もうちょっと旭市の業者に対して窓口を広げていただくわけにはいかないんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。
病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院につきましては、公営企業として独立採算で事業を行っているということがございますので、経費の節減ということも考慮する必要があると考えております。したがって、業者を単純に割り振るということはちょっと難しいのかなというふうに考えておりますが、ただし、競争性を高めながら、機会についてはできる限り広く公平に与えていけるようなことで考えていきたいというふうに考えております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 前向きな答弁と考えてよろしいんですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 受注の見積もりをとる業者につきまして、できる限りオープンな形で、ホームページ等も活用しながら受注を希望する業者の方を募りながら、できる限り広い業者の中から見積もりをとれるような形で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では3番目のBの企業誘致、B級グルメ、道の駅なんですけれども、B級グルメについては旭市としてはもつ部会をB級グルメとして公認されたと考えてよろしいんですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） もつカレーを公認……、公認という意味ではありませんので、その辺はご理解をお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） たまたま商工会のもつ部会が一生懸命やっているから、行政としては応援していきたいという方向でとらえてよろしいですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） そのとおりでございます。一生懸命やっているの、バックアップしたいということでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 道の駅なんですけれども、これはきのうもお話がありましたけれども、やはり官だけでできないのであれば、やはり今の状態ではPFIとかTPPとか、そういうような官民合同ないしはどっちかという民に比重のかかったような政策というのを、日本全国で結構とっているわけですから、それを導入するというような考えはないのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） その辺導入の関係ですけれども、6月でこの結果が出ました。結果が出たというのは、推進委員会でいろいろな議論をしてきた成果として、一冊の冊子としてまとめ上げました。この後、市長が答弁されましたように、ある程度のめど、震災復興のめどが立ったら、また検討委員会をつくって再度立ち上げますので、今のご質問に対しましては、具体的にお答えする状況ではありませんので、ご理解をお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

今の答弁なんですけれども、経営形態については実際に何の答申もないんです。場所もないんです。その辺は分かって答えてくれていると思いますが、これからぜひ市長さんのほうでもPFIとかそういうことについては検討していくというようなお話でしたので、今震災でほかのところにたくさん金がかかるけれども、産業対策のためにはやろうというような考

えであれば、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、例の米の放射能検査が遅くなったわけは分かっております。でも担当者、多分よくご存じだと思いますが、早場米の価格というのは出荷が遅れれば遅れるほど安くなってしまいうんです。1週間下がったらどのぐらい下がるか、多分担当者ご存じだと思いますが、野菜のときもそうでしたが、なぜ生産者の気持ちを酌んで、生産者の立場で物を考えることができないのか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから生産者の立場に立ってということでお話がありました。まさしく我々も生産者の立場に立ってということと考えたわけであります。

何をやったかということですが、8月3日に市内の集荷業者の方々、これはJ Aさんも含めまして民間の方、10の業者さんにお集まりいただきました。

一番農業者の方が困るのは、価格の面もありますけれども、収穫をして、その収穫をしたものが例えば倉庫にとっておくという、保管をしておくというのはなかなかできないという、スペースの問題等もあります。そんなことで、農家の方からは自分で持つておくことはなかなか難しい、そんなこともありまして、集荷の業者の方々には賛同いただきまして、一応倉庫には入れると。県のほうでは出荷をしないところですが、倉庫に入れることは構わないと。さらに倉庫に入れる際に検査を行うと。検査を行わないで倉庫に入れますと後で大変な作業になってくる。そんなことで、県とも打ち合わせをさせていただきまして、倉庫には入れる検査をさせていただく、それは了解をさせていただきまして、そういうことで集荷業者等とも話をしたわけでございます。

そういうことで、一連農業者の方にはその旨説明はしてございます。ただ、早く売った方、早く売れば当然お金が高くなる、そういうことは理解をしております。ただ、今回のこういう調査の方法でしたので、農家の方には、例えば8月15日に売れたということであれば幾ら、あるいはそのときのいろいろな契約金額を控えておいていただいて、当然これは価格差については東京電力のほうに損害賠償で請求をする、そんなことで説明をしたということで記憶をしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 行政のほうとJ A、それから集荷業者ということで損害賠償請求はこ

れからも東電にはしていくということでもいいですね。

それと、あと一番最後のパークゴルフ場のことなんですけれども、愛好家の努力によって汚泥の撤去がなされたと聞いております。ボランティアの好意に応えるためにも、一日も早い再開をお願いしたいと思いますが、また他市町村からの来訪者も、旭市のパークゴルフ場の対応には極めて早くできることに対しての注目度というのはすごい高いと思いますので、その辺を含めまして都市整備課には、先ほども質問しましたが、今回、国の認定事業にもなったわけですから、早急な再開をお願いしたいと思いますが。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられましたように、私どもとしても一日も早い再開につきまして、これから努力していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、そのことでよろしく願いいたします。

あともう一つ、きのう都市整備課長が答えたように、4月オープンであれば一つだけお願いしたいことがあるんですけども、それは、近隣の中でも一番すばらしいコースであります。たった一つの欠点というのは、これは愛好会の皆様も皆申していることですが、コースレイアウトが大会を設定するのに極めてまずくなっているんです。その辺は課長もよくご存じのことだと思いますけれども、時間的な余裕があるのであれば、その辺も修正するような方向で検討していただければ、逆にもっとすばらしいコースだということで知名度も上がるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

これからパークゴルフ場の再開、これが見えてくる段階が来と思います。そういった際に、ぜひ利用者の団体の皆様にコースの中を見ていただいて、またその復旧の状況につきましてもご意見をいただきたいというふうに思っています。また、今議員おっしゃるように、また私どもも考えておりますが、今できること、つまりこれから復旧に向けてできることが出てくると思います。そういった中で、ここをこうしてほしいとか、そういった事案が必ず

出てくると思いますので、そちらのご要望をしっかりと受けながら、以前にも増して皆様に利用していただけるような再開に向けて努力をしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 多分都市整備課長もよくご存じだと思います。コースレイアウトのことです。その辺のことも愛好会の皆様ないしは旭市に來訪していただく皆様方からの要望も取り入れて、もし遅く、4月オープンであれば、その辺のことまで十分検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 一哉） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

前回納得のできる答弁がありませんので、それを含めて2点、一般質問を行います。

まず1点目は、前回も質問しましたごみ処理施設裁判と旧干潟町長への請求についてであります。

まず初めに、行政処分取消訴訟、つまり許可取り消し不服についてであります。この裁判は6月議会に提案された旭市に対する損害賠償事件で旭市が2,750万円の和解金を払うということで議会が承認した前段の裁判で、平成18年2月に始まり、議会などに全く説明もなく、表には出ていませんが、これは旧干潟町が環境シンフォニックに対して一般廃棄物処理業の許可を、平成17年7月1日の合併目前の6月29日に取り消しをしたことに対し、環境シンフォニックが許可の取り消しは違法だとした裁判ですが、この裁判での原告の主張、それに対する旭市の反論についてお尋ねします。

次に、2点目として、原告の訴訟取り下げについてであります。この裁判を原告が取り下げた原因、またはその要因は何か。

次に、3点目であります。許可についてであります。この廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処理業の許可の業務内容とはどういうものか、そしてこの許可は町が出せた許可なのか、また出せない許可なのか。その辺の理由についてお尋ねします。

次に、4点目として、和解金額、裁判費用などについてであります。原告の損害金請求額7,557万9,050円のうち市が認めたもの、その結果の和解金額、また許可取消裁判費用と損害賠償の裁判費用のおおのの金額と裁判費用のトータル、そしてこのことにかかわった市の損失額の総トータルについてお尋ねします。

次に、5番目として和解した理由等についてお尋ねしますが、裁判の内容、全く議会に知られることなく議会にはかられ、議決したわけですから、議会も大いに責任がありますが、この和解の主な理由について、それと請求権が伴うような裁判において、旧干潟町長とどのような話し合いをしたのかお尋ねします。

6番目として、裁判とは。裁判、裁判所は何のためにあるのか、この制度はどうなっているのか、一般論でお尋ねします。

次に、7番目として、瑕疵とは。この意味合いについてお尋ねします。

次に、大きな2番目として、中央病院についてお尋ねします。

まず初めに、人事についてお尋ねします。

一部事務組合のときはすべてプロパーの職員でありましたが、今、中央病院の職員は外部から入った職員が中枢を占めておりまして、外部からでなければならない理由、それとメリットについて。またどのような規則のもとに採用するのか、これをお尋ねします。

次に、定年についてであります。日本の雇用制度ではまだ大部分が定年制をとっていますが、中央病院の職種別の定年は何歳なのか、また定年を過ぎて引き続き職員の身分で勤務している職員の職種別の人数、またその中で管理職の職にある人の人数は何人か。

次、3番目として、嘱託職員についてお尋ねします。

数年前の法律の改正により、高年齢者雇用安定法で経過措置はありますが、65歳までの雇用が使用者に義務づけられましたが、病院の嘱託制度はどうなっているのか。その上で、嘱託職員の職種別の人数と、その中で個室がある方、また管理職の立場にある人は何人いるのか。そして参考のために、職員の総数と嘱託職員の総人数についてお尋ねします。

次、4番目として、市立病院としてのあるべき姿についてお尋ねします。

旭中央病院、地域住民の命と健康を守るために開設され、以来半世紀が過ぎました。そして開設以来、先人たちの大変な努力により、今では全国屈指の自治体病院となりました。しかし、企業は30年と言われるように、企業でも行政でも時代に合った経営形態にしなければ生き残ることができません。今回の1市3町の合併もしかりであります。

そこでお尋ねしますが、市長は公設公営論者ですが、なぜ公設公営でなければならないの

か、そのビジョンと、その上でどのような病院経営を考えているのか。また病院の予算、そして職員の数、設立母体である市を上回っており、異常な経営形態です。親より大きくなった子ガメが小さな親ガメに乗っかっているようなもの、このような経営形態の病院、全国広しといえどもないではないかと思います。それだけに病院の経営いかにによっては、市の存亡にかかわる問題であります。しかし、開設者である市長はすべて事業管理者任せ、我関せず、これではあまりにも責任逃れというより、あまりにも無責任ではないのか、最終責任は旭市にあるのです。

そして、事業管理者、幾ら能力があろうとスーパーマン、聖徳太子ではありません。院長職もあります。院長の立場では医は仁術、事業管理者の立場では医は算術であります。そういう矛盾する中で、あまりにも仕事が多忙だから、議会にも出られないのです。そのためには、医薬分業ではありませんが、院長には医療の面で万全の力を発揮してもらおう。一方の事業管理者は、管理者であって企業の社長とは違って決定権がありません。最終決定は開設者である市長です。これは経営の最終責任者は市にあるからです。そのためには市として、病院経営を万全を期して把握するような体制が急務であります。

市長、分からないからでは困りますよ。病院は市の、そして市民の病院です。そのためにも、病院の経営をどのようにするのかお伺いします。

これで1回目の質問を終わり、あとは自席でします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうからは中央病院についてということで、4番目、市立病院としてあるべき姿はということでお答えしたいと思います。

本市は総合計画で、将来都市像として「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市 “旭”」を目指しております。また、総合計画リーディングプランの医療・福祉の郷構想でも「誰もが健康で、安心・安全に暮せるまち」を目指しております。

この旭市にあって、中央病院は市民がいつでも安心して受診でき、高度先進医療、救急医療体制、周産期医療、それらの機能を整えた全国に誇る自治体病院であります。そのような観点から、市民がいつでも安心して受診できる24時間救急医療体制や周産期医療体制、そしてまた市民に信頼される病院、健全経営が維持される病院、事業管理者を中心に常に医療の

質の向上、バランスのとれた勤務体系等に努力する病院組織を望んでおります。

私は、地方公営企業法全部適用の今の中央病院の経営を、再整備事業が終了して一定の落ち着きができるまで続けていきたいと思っておるところであります。また、事業管理者である病院長とは、定期的に話し合う場を設け、旭市において大切な財産を守り育てていく所存であります。

以上であります。

○議長（林 一哉） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 中央病院についての（１）について、私のほうからお答えいたします。そしてまたその他につきましては、事務部長のほうから補足をしていただきます。

人材確保につきましての中央病院の基本的な考え方であります。

病院を取り巻く環境が大変厳しくなってきました。診療報酬の大きな引き上げも今後はあまり期待できないという中で、病院経営という側面はより大きくなっております。

また、地域の医療ニーズは高度化して、それに応えていく上で医療機器等への投資も必要であり、そうした点でも病院の良好な経営維持が必要条件となっております。

当院はこれまで順調に拡大発展してきましたが、経営面で病院を支える人材の必要性はより高くなっております。職員の育成には力を注いでおりますが、成長スピードに追いつかない面もあり、現状として人材を外から求めることも必要な状況であります。

病院としては、必要な人材の確保を図り、今後も健全経営を維持し、地域住民へ良好な医療を提供していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、私のほうからは環境シンフォニック問題についてお答えいたします。

質問が７点ございました。中に答弁漏れがありましたら、改めてまた答えたいと思います。

１点目の行政処分取消訴訟ということで、許可取り消しの不服についてという部分でございますが、当該取消訴訟につきましては、お話がありました平成17年６月29日付で旧干潟町が行った廃掃法に基づく一般廃棄物処分業の許可取り消しを不服として、平成18年２月13日に千葉地方裁判所に提起されたものでございます。

当該取消訴訟につきましては、同年５月30日、８月４日及び９月７日と３度の期日がありましたが、当該３度目の期日において、裁判所より原告に対し、訴訟の維持について検討す

るよう勧告があり、原告は10月25日に当該訴訟を取り下げたために終了しております。

2点目の原告の訴訟取り下げについてという部分でございます。

裁判所は取り下げについての勧告において、旧干潟町は原告が処分施設を現に有していなかったことを理由に許可の取り消しを行ったものであり、これは正当な行政処分であることを認めておりました。この勧告により、原告は請求が棄却される可能性が大きいと思料しまして、訴訟の取り下げをしたものでございます。

当該処分業の許可については、処分施設を有さない者に対する瑕疵ある許可であったことはこれまでも申し上げてきたとおりでございます。

それから、3点目でございます。許可についてということで、誰が見ても明らかに要件を欠いていたものをなぜ許可したかということでございますが、当該許可にあたり、旧干潟町では、申請地の近隣地権者の同意をその要件として極めて重大なものと考えておりました。したがって、当該許可申請に先立つ場所の違う2件の申請については、この同意が得られなかったことを理由に許可を与えなかった。本件においては当該同意が得られていたため許可せざるを得ない案件として処理したものでございます。「処分施設を有すること」という要件については、廃掃法の委任を受けた施行規則に定められているところでございます。

続いて4点目、和解金額、裁判費用等についてということで、行政訴訟時の弁護士着手金、成功報酬、損害賠償訴訟の和解金、弁護士着手金及び成功報酬という部分でございます。

行政訴訟時の着手金につきましては52万5,000円、成功報酬につきましても52万5,000円であり、合計105万円であります。損害賠償訴訟の和解金につきましては、ご存じのとおり2,750万円、それに対する弁護士着手金については275万1,000円、成功報酬は516万1,530円、合計3,541万2,530円であります。

両訴訟での金額を合計しますと、3,646万2,530円というふうになります。その中で、証拠として認めたものというお話がございました。裁判所が認めたものとしては明らかではございませんが、損害賠償請求が当初7,000万円、それから8,600万円という、最終的に8,600万円の損害賠償請求という部分が起こされたわけですが、その中において、裁判所の1回目の和解金の部分については3,500万円という話がありました。証拠書類から領収書等についてある程度最低限のものといえますか、その中から裁判所のほうが証拠として認めたのではないのかなというふうに考えます。

それから、続いて和解した理由等についてという部分でございます。

本件において和解を選択した理由でございますが、前にも申し上げたとおり、平成22年4

月23日の期日において、裁判所から3,500万円の支払いによる和解の勧告がありました。この勧告において裁判所は、請求された損害と当該行政処分の因果関係について認定をしております。しかしながら、市としてはこの勧告内容についてそのまま了承することはできず、期日の続行を求めたものでございますが、本年1月21日の期日において2,750万円の支払いによる2度目の和解勧告があったものでございます。この2度目の和解勧告につきましては、相当重いものであると、裁判官につきましても1人であったものが複数の裁判官ということで、3人の裁判官という合議制になったという部分もございます。また、本件については旧干潟町の案件を、1市3町合併後の旭市が引き継いだものでありますので、市の対応としてはその金額の妥当性、経済的損失を最小限に抑制することが必要であるということから、和解案を議会に上程したものでございます。

その中で干潟町長と話し合いをしているかという部分ですが、それについては訴訟遂行上、話はしておりません。

それから、6番目、裁判とはというお話がございました。裁判という部分につきましては、紛争を解決させるための手段の一つというふうに考えています。その結果によって、紛争当事者を従わせるという部分があるのかなと。

裁判でありますので、最初は原告が判決を求めるものでございます。しかしながら、民事訴訟におきましては、結果の確実性、早期解決による利益、それから費用・時間の節約などの観点から、和解による解決も一般的には多く行われています。これは行政を当事者とした民事訴訟においても同様であるというふうに考えております。

本件におきましては、先ほども申し上げましたとおり、経済的損失の最小化を優先し、和解議案を上程したものでございます。

7点目でございますが、瑕疵とはという部分でございます。

本件における瑕疵につきましては、これまでも申し上げてきましたように、廃掃法、同施行令、それから施行規則の解釈錯誤によりまして要件を欠いた案件に対し処分業の許可をしたということにあります。その後、この瑕疵ある行政処分を取り消したことによりまして、行政法的には治癒され、違法な状態が回避されたと、この間の原告の投資が無駄になったとして損害賠償訴訟が提起されたものでございます。この瑕疵が国家賠償法で言うところの重大な過失に該当するという部分につきましては、市としては、これまで申し上げましたとおり、あくまでも法令の解釈錯誤による瑕疵というふうに考え、重大な過失があったというふうには考えておりません。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院についてのお尋ねのうち、院長から答えたもの以外のものについてお答えいたします。

まず、人事についてのその採用の根拠ということでございますが、地方公営企業法15条によりまして、管理者の補助職員について事業管理者に任命権が与えられているというふうに理解しております。ただし、一定の職員については市長の同意が必要となっているというところでございます。

それから、定年の年齢でございますが、市の定年条例によりまして、一般職60歳、医師65歳となっているところでございます。

定年退職後に引き続き再雇用されているという者でございますが、6名、いわゆるパート以外の方については6名おります。職種別には看護師4名、教員1名、検査技師1名となっております。このうちフルタイムは4名でございます。

それから、嘱託職員等で長、管理職の人はということでございますが、嘱託職員等で長のつく人につきましては、健診センター事務長ということで1名おります。執務室については、健診センターの事務長、それから看護学校の顧問については、もともと副校長の部屋がありましたのでそこを使っております。したがって、個室があるということについては2名ということになっております。そのほかに日々雇用の職員等はいるところでございます。

職員数でございますが、23年4月1日現在、病院のいわゆる正規職員としておりますのが1,794名でございます。このほかに医師については、研修医というものは臨時職員扱いになっておりますので、このほかに125名等がいるところでございます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） では、答弁漏れについてお答え願います。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） では、ただいま答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

市長。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） では、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時 5分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほどの質問の中で答弁漏れがありましたので、お答えしたいと思います。

公設公営でなければならない理由というようなことと、ビジョンということでお聞きいただきました。私が考えているビジョンと公設公営でなければならない理由、ほぼ重なる部分ありますので、一緒に答えさせていただきたいと思います。

先ほども少しはその中で答弁をしたつもりでありますけども、具体的に一連の流れの中でどこがどの部分だという、分かりづらかったということもありますので、改めて申し上げます。

1つは、市民の市立病院としての安心感、2つ目は、職員の職場環境の安定、そしてまた3つ目は、不採算部門の継続ということがあります。24時間救急医療体制、周産期医療体制を継続していただける。そしてまた4つ目は、これまで、先ほど議員からお話がありましたように、先輩の方々が本当に努力してすばらしい中央病院というような形態を作っていただきました。そういった先輩の努力、そういったものをこれからも継続していきたいという私の思いもありますので、しばらくこうした形でいきたいと、そのように思います。

それと、いろいろな議員の皆さん方からお話がありましたように、確かに時代が進展をしております、市立病院、公立病院としてどうなのかなというような部分は時代とともにあるのかもしれませんが。そういった議論はどんどんやっていただきまして、特に議会の中でもそうした公立病院、独立行政法人、あるいはいろいろなその他の形態についても議論していただきたいと、改めてそんなように思っているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） では、環境シンフォニック1点目の行政処分取消訴訟の中の許可取

り消しの不服について、両者の主張という部分であります。原告の主張につきましては、許可を取り消したことは行政行為として違法であるという訴えがあり、市の主張としては、当然瑕疵ある行政処分を取り消しは行政として当然の行為であるという部分についてでございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうから（３）の許可内容といいますか、事業の内容等についてお答え申し上げます。

まずこの申請につきましては、いわゆる焼却灰の処理を行うということで熔融処理でございまして、それをまた冷却し再利用すると、そういったことに基づく申請でございまして、これはいわゆる一般廃棄物でございますので、廃掃法の第７条の第６項にいう一般廃棄物の処分の業の許可でございますので、旧干潟町において許可できるものと考えております。

その前提となるものは、昨日大塚議員のお話にもありましたとおり、その町内で処理が困難なのか、あるいは当然においてその処理をする施設を有しているのか、それが知事の許可が必要なものであれば知事の許可を得ているのか、許可がなくてもいいという規模であっても、最低限有していなければならないといったところが基準になりますけれども、処分そのものは町の許可が出せるということでございます。それは一般廃棄物であるといったことが前提でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 先ほどの補足をさせていただきます。

まず、定年後の雇用制度があるのかということでしたけれども、特別な再任用制度とかそういう形でのものではございません。あくまでも個別な対応をしているということでございます。

それから、もう１点、医師を含めてということでございました。医師につきましては、シルバーケアの部分、介護老人保健施設ということで施設長が名誉院長ということでおります。これは一般的な嘱託というイメージではありませんでしたので、前に名簿を出したときにもドクターについては除いておりましたので、こちらのほうとして……

○議長（林 一哉） マイクを近づけてください。もうちょっと大きい声で。聞こえない。

○病院事務部長（渡辺清一） 医師の中でちょっと嘱託というイメージありませんでしたので、漏れておりました。

それから、医師につきましてもう1名、学校の教員をお願いして、顧問という形でお願いをしている方がいらっしゃいます。そのお二人を追加させていただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは再質問します。

まず初めに、行政処分取消訴訟でございますが、これは原告の主張、それから市のそれに対する反論につきましては瑕疵、原告はその取り消しを取り消せと、不法だから取り消せと。しかし市は瑕疵ある許可だからということでございますが、この瑕疵ある許可を出したわけで、この際条例には、知事の許可、施設を有しているというような文言が全然なかったのかあったのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

今、私、事業計画を見ておりますけれども、そこにはその施設を有しているとかということとは書かれておりません。ただその処理能力等についてを書いてあるだけであって、その施設を有しているとか有していないとかという書き方はされていなくて、処理能力だけを。ですから、今後こういうものを作るよという意思表示なのか、今持っているよという意思表示なのか、この申請書からはちょっと読み取れないということでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、そうしますと、条例とかそういうものはあまり関係なく、先ほど話がありましたように、何ら条例にかかわらず、許可が出てきたから出してしまったんだと、こういうことになるわけですか。普通であれば、やはり条例に基づいて申請書を精査して出すわけですね。それはあまり関係なく出したということですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

いわゆる許可そのものが町にあるということは承知しておりましたけれども、その前提となる、先ほど申し上げましたように施設があるとかないとかというところは、深くそこまでは承知していなかったということで、いわゆる周囲の同意を一番重くとらえていたということで、その承認があったために許可をしたと、そういった、今考えると、そのように見受けられます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 普通であれば、こういう施設を作るときは、いろいろな条件を加味された中で、近隣住民の承諾というのは最後の段階なんですよ。それを出したということは、これはお粗末極まりない許可だと思うわけでございます。

そういう中で、まず次、2番目の原告の訴訟の取り下げ、これは結局、許可要因を全く満たしていない。そして、裁判というのは白黒をつけるところです。先ほど裁判について答弁ありましたように、そういう中でも裁判所はこれは白黒つけられない、幾らどういう要件を満たしても、現状では許可をおろせないものだから、もう裁判所は白黒つけられないから、原告、あなたは取り下げしなさいよということで、これは市の瑕疵を全く認めているということになるんじゃないかと思いますが、その辺どう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今のご質問ですが、裁判所のほうでは訴訟の維持について勧告するという部分については、当該処分に違法性はない、取り消す部分については違法性がないというふうに言っておりますので、これ以上争っても原告のほうとしては無理だという部分で取り下げたというふうに思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局、もう市がどのような条件を具備しても出せない許可を出した。すると裁判所は白黒つけられない。例えばこういう条件をつければ、その許可は逆に今度は市に対して許可をおろしなさいということを下せるわけですが、もうその前提条件になるものが全く抜けているために、幾ら条件を具備しても市は出せないから、この許可は、市が許可を出せないものだから原告は負けますよと。もう市が完全に出せない許可を出してしまったがためにのことじゃないんですか。市が何らかの形で許可を出せば、またその裁判変わるんですが、全くもう市は許可を出せない。そういう基において原告に取り下げ、原告は負けるんだから取り下げしなさいと、そういうことじゃないんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） この行政処分の取り消しにつきましては、市としては原告がそういう施設を有していなかったと。県にそういうものを出していなかったという部分に対して、

市としての言い分としては、これから出して申請をしたらどうですかという話は市のほうではしているわけですが、それに対して原告のほうは、改めてそういう申請を出していないという状況の中において、裁判所がそういう判断をしたというふうに思っています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ですから、これはもう市が出せない許可でしょう。要は焼却炉も何もない、本来なら県が出す許可なんでしょう。それを市が出してしまったから、裁判所としては白黒つけられないわけですね。ですから取り下げしろということは、皆さん方は市が勝ったように感じ、逆に裁判所は市が本当に瑕疵責任あるんだよということで、逆に裁判所が認めた裁判なんでしょう。どうなんですか、その辺。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） あくまでも運営についての部分は市がかかわるわけですが、運営するためには、そういう施設を有してなければならない、そのものを出していないという部分において判断をしたということでもありますので、うちのほうとしては、もう絶対出せないんだという部分でなくて、改めて出したらどうかという話をしてあるわけで、それに対して出していないので、もうこれ以上、当該処分の違法性はないというふうに認めてくれたと思っております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ではその辺、次に、また許可についてでお尋ねします。

この許可については、施設がないものに対して許可を出したと。いわゆるこれは知事の許可ですね。それに対して出したわけでしょう。ですから、全くこれ市が出せないものなんですよ。ですから、そういう意味で裁判所は下したと思うんです。ですから、そういう中で、なぜ町が何の基準で出したのか、その辺もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

まず、許可、この件について二つございまして、一つは、その処分をする業の許可、これについては一般廃棄物の処分をする業ですから、市町村長に許可権があると。一方で、その許可をするにあたって前提となる施設がなければならないと。処理する施設。これが1日5トンを超えるもの、焼却するものであれば1時間に100キログラムですか、以上を超えるも

のについては都道府県知事の許可を得て施設を作りなさいと。その上で市町村長の業の許可の申請をなさいということでございまして、一方で知事の許可を得なくてもいい施設も当然あるわけです。5トン未満の施設については許可を要しない施設を持っていて、市町村長の処分業の許可を申請できるというものがありますけれども、当然に申請をしてくるということは、施設がなければならないと。どんなものであってもなければならないということが前提になるわけでございまして、その辺を確認しないで、当然にもう施設があるものなのか、あるいはなくてもいいものなのかというところを承知しないで業の許可だけを出してしまったのかなというので推測されるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） その許可を出すときには、条例にはその辺は明記してあるわけですね。その明記してあるものを、あえて許可を出したということは、これは全く瑕疵ある責任、そこに行ってしまうと思うんです。これは本当に重大なミスだと思うんです。この前の答弁でも、故意または重大な過失ということで完全に明記してあるものを見逃したということは、もう見逃した以前の問題だと思うんです。これを市長は瑕疵とは見ないということですが、どういうことなんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） あくまでも瑕疵ということでありましてけれども、私は解釈錯誤による瑕疵というようなことでとらえ、裁判の経緯、そしてまた職員からの報告、そういったものを受けながら、解釈錯誤というようなことであると、そんなように認識しておりますので、重大な過失であるという認識には至っておりません。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 許可する際のこの条例には、結局施設があるという1条があるわけでしょう。これが重大な過失にならないんですか。それはなければ別ですよ。施設があるなしはこれは現地確認したってできるし、また申請の際、写真でも、また県知事の許可でも何でも添付すれば、これは当然そこで判明するわけです。そういうことの中で、何でこれだけのことが瑕疵にならないのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） ちょっと説明不足の点がございましたので、ただいまのご質問でなくて先ほどの質問について。

条例ではなくて、法律あるいはそれに伴う施行令、施行規則により施設を必要とするというところでございますので、条例等ではそこまでうたってございません。法律等でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議長、もう1回、許可の。

○議長（林 一哉） さっきのは、環境課長は前の話のね。だからいいです。

○20番（高橋利彦） 条例、法律というのは皆一つのものなんでしょう、普通であれば。どこにあらうと、それは一つの法律なんです。そこにあるものに対して全く違う許可を出すということは、これは瑕疵だと思うんですね。これは条例でも許可でも同じだと思うんです。では、次に移らせてもらいます。

次に、和解金、それから裁判費用につきましては、これはいいです。1回目、2回目でかなりかかっておるわけで、その中で、当然裁判やってきた中で、向こうから、原告から損害賠償出た中で、どれとどれは認めるということはちゃんと裁判の中で出てくると思うんです。それが漠然としか分からないというのは、ちょっとこれはおかしいと思うんですが、なぜそのような裁判を行ったのか、お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 裁判所のほうでどれとどれを認めたか、それが分からないのはおかしいということですか。

これは本当にどれとどれを認めたかという部分については、和解の中では示されてはおりません。ただ、先ほど申し上げましたけれども、当初損害賠償のときに、8,600万円の原告のほうから損害賠償の請求が出ました。それに対して、1回目の和解金として3,500万円という部分が出たわけですが、そのときに裁判所としては、ある程度こういうものを認めたということではないかという部分は、ある程度察しがついた。どういうものかという、先ほどちょっと申し上げましたけれども、証拠書類として提出されてある中において、ある程度、領収書、そういったもの、それから確認書、その中でこの金額を出したというふうにこちらは解釈しております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これ裁判、弁論継続していく中で、当然これは金額等出ているわけなんです。どれとどれを認めるか。それが裁判、一つずつ原告の損害一覧表の中で、これは全部出てくると思うんです。どれは認めます、どれは認めませんと。そういう中で証拠立てしていく、それによって裁判所は最終的に判決を下すわけです。分からない自体がちょっとおかしいと思うんですよ。なぜ分からなかったか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） なぜ分からないかという部分でございますが、あくまでも金額的なものについては、こちらとして瑕疵ある行為をしたということで取り下げをしたことによって原告のほうは事業が頓挫したという部分の中において、どういうものが頓挫した中で認められるのかなというのは、具体的にはこれとこれというのは本当に来ておりません。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、3,500万円という1回目の和解金の中においては、当然そこに添付されている領収書については、すべて認めているなというような部分もあったりしまして、あとは土地の部分について、ある程度認めての部分として3,500万円が出てきたのかなという、これはあくまでもうちの推測ですので、きちっとしたこれを認めて3,500万円というのは出ておりません。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、そういう答弁なんですけれども、裁判続けていく中で、訴状の中で、当然こちらに損害金の明細が来ますね。それに対して被告、市は、これは認めます、これは認めませんと出ていくわけ。その中で積み上げたのが最終的な判決また和解になるわけです。それと同時に、この裁判は、もう最初から市が瑕疵ある責任、瑕疵責任を裁判所が認めているから、損害金を当然認めたということなんですよね。市が正当な許可であれば、裁判所はまた逆に損害金ですか、これは認めないと思うんです。その辺はどういうふうに思いますか、市長。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） これについては先ほどもちょっと説明をいたしましたけれども、錯誤によって瑕疵ある行為をしてしまったという部分には間違いのないわけでありまして、ですから、それに対してのものについては、あくまでも裁判所なり、そういうものが認めたものという部分の中で進んできたという部分しかないと思いますけれども。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員、次の項目に移ってください。

○20番（高橋利彦） 和解した理由についてであります、結局2,750万円で和解したわけですね。結局これは裁判所が完全に市の許可、違法な許可を認めたから損害賠償をしろということなんですね。正規の許可を出した中で、業者が全く違う事業をした、工事をしたであれば、裁判所は全く認めないと思うんですよ。市が類似——何ていいますか、市が許可できないものを許可して、それにおいて業者が工事をしたから、これは裁判所が認めたと思うんです。そういう中で、この和解の理由ですか、これは3人の合議制、今まで1人の裁判長であったから、それが3人出てきたから云々ということですが、市が本当にこの許可と全く関係のない許可を出したということであれば、何も和解する必要はない、また市が全く瑕疵がなければ、なぜ判決に持っていかなかったのか。それと同時に、和解となれば、当然この求償権の問題も起きる中で、なぜ旧干潟町長と話し合いをしなかったのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 市が瑕疵がなかったであればと言いますか、私のほうでは、市に瑕疵があったわけですので、先ほどありました許可を出したからという部分なんです、許可を出して取り消したことによって、相手の原告のほうの事業ができなくなった、そういう許可を出して取り消した、取り消したことによってこういう損害賠償という部分が起きてきたという部分であります。その中においては、市において瑕疵があったので、何らかの損害賠償という部分についてはある程度想像がつくわけですが、その中で先ほど申し上げましたけれども、少しでもそういう金額を少なくしたいという部分の中でいろいろ進めてきたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 裁判所は、市が全く関係のない許可を出したから、業者が工事進めたんだよと。そういう中で、完全に市の責任だよと。それだから損害を認めたんじゃないんですか。これが市が出した許可とは全く別の工事であれば、裁判所もこの損害は認めなかったと思うんです。どうなんですか、その辺。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 確かに言われたとおり、瑕疵があったから裁判所はその損害を認め

たということだと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そしたら、全く許可出した側の責任じゃないですか。そんな中で、やはり旧干潟町長、許可出した人に請求すべきなんですよ。首長やったら、4年間で、町長で一千何百万円、市長2,000万円くらいなるでしょう、4年やったら。それでこれは4年間の退職金というのは、やはり責任料もあるわけなんですよ。そういう中でどう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 瑕疵あるそういう部分をしてしまった、それを認めて支払うべきだという部分だと思いますが、私どもとしては、あくまでもそういう瑕疵ある行為そのものに対して、国家賠償法という部分の中でそういう求償という部分はないというふうにある程度見ておりますので、その点については、お答えについては非常にできない部分でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次に、（6）裁判の問題でございますが、裁判というのは、結局白黒つける場所なんです。そして裁判というのは三審制になっています。そんな中でこの問題を和解に持っていったということは、もう完全に市の責任を認めているから、その判決では、内容が出て、市の責任問題が出てしまうから判決を求めなかったということだと思うんです。和解であれば、ただ金額を払いますよ、それだけなんですよ。本来なら、これは判決に、例えば交通事故とか、市の職員が交通事故で相手をけがさせたとか、またいろいろな云々であった、これはまた人道的な問題ですが、こういう問題は貴重な税金を払うんですから、なおさら判決に持っていくべきなんですよ。この和解に持ち込むのには、結局議会の議決もということで、議会にも責任をなすりつけるような結果になっていると思うんですが、この辺どういうふうに市長考えているのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 裁判によるべきだという部分でございますが、先ほど申し上げました紛争解決のための一つとして、裁判、それから和解もあるわけでありまして、この民事訴訟の中には、当然裁判所の判断を裁判という形で表す部分もございますけども、やはりうちのほうも考えた中において、どちらがという部分については、ある程度、先ほども言

いましたけれども、第2回の和解勧告という部分は重いものであるという部分、金額的にも前も答えたと思いますが、弁護士さんと相談した中で、これよりは下がらないだろうという部分もありました。こういう行政の関係の訴訟の部分についても、県のほうに問い合わせた中においては、判決も3分の1、和解も3分の1、取り下げも3分の1ということで、ケース・バイ・ケースの中で実施されているというふうに聞いておりますので、そういう考えで私たちもおります。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） まあ、いや裁判は、結局あれですよ、裁判費用払っているんですから、刑事事件は別ですよ、民事はちゃんと裁判費用払って判決ももらうんですよ。それで三審制の中で、本当に市が全然瑕疵とか責任なければ、先ほど言ったように、それで住民に納得、判決なら住民が納得できるでしょう。できないような裁判やるというのは、行政の責任逃れだと思うんですよ。そうじゃありませんか、市長。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 当時の干潟町の責任者と担当の職員が瑕疵を犯して許可をしたというようなことだと思いますけれども、その瑕疵は、やはり重大な過失、故意、そういったものにはあたらない、そしてまた6月に許可取り消しを干潟町時代にやっているわけでありまして、そのところは裁判で和解ということが2回目ということもありまして、引き継いだ旭市において解決しなければならない部分でありますので、裁判所が出したものを粛々と和解に持ち込んだということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういう中で、先ほども言いましたが、では、この和解後において干潟の町長とこういうふうに和解しましたということを話しているんですか。やはり、この裁判は、一番の基は許可をおろした人にあるわけなんです。これだけの和解金を払い、裁判費用を払うのに、当事者には何も話をしない。これは無責任極まりないんじゃないんですか、どう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 私どもとしましては、本訴訟の経過において旧干潟町長とは話をし

ておりません。これについては、訴訟の遂行上そのほうがいいだろうという判断でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員、次へ移ってください。

○20番（高橋利彦） それでは、中央病院についてお尋ねします。

まず人事についてでございますが、人材を外から持ってくるのは中央病院の経営上ということでございますが、医者とか看護婦であれば問題ないんですが、事務職、今まではみんなプロパーでやってたわけなんです。それが外からなぜ持ってこなくてはならないのか。ここは、中央病院は旭市立病院なんです。この市のほうから連れていってもいいんじゃないかと思うんです。そしてまた市は当然、中央病院は市の病院ですから、それによってやはり中央病院を管理する、それがまた市の立場だと思うんですが、ですから、外から持ってくることによってどんなメリットがあるのか。例えば事務部長、県から来ていますけど、では事務部長が県から来ることによって、県からの助成金が増えるとか、そういうメリットあるんですか、まずその辺。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 中からいい適材の人材がおれば、それはそれで結構で、外からわざわざ来ていただく必要全くありません。中からいい人材を育てるには、やはり時間がかかる。今一生懸命教育をしているわけでありましたが、残念ながらまだ今、この事務部長職を務めるような人材がいらないということで、県からいただいたと、このようなことでありまして、中からいるのに無理して外から採っていると、こういうことは全くないんです。

これは医師、看護師ももちろんであります、ほかの職種につきましても、やはりこの辺、人口少ないですから、やはり適材の人たちはもっと広く求めないと、なかなか集まってくれない。昔の病院とちょっと違いまして、相当な職種の人が1,900人、周りの施設を入れての職員がいるわけでありまして、やはりどうしても足りない、適材がいらないということで採用しているわけでありまして、皆さん、それなりにまたいい仕事をしていただいて、各、現在のように順調な病院の運営ができていると、このようなことでありまして、これも外部人材をうまく登用していると、こういう結果だと私は思っております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今まで全部プロパーでやって、それで病院経営は万全でやってきたわけですね。外部から入れてきて、事務部長だけやり玉にあげてはあれですが、そういうこと

を言うなら、やはり事務部長は医療に携わった方、それからまた、経理部長いますけれども、経理部長は銀行ですか、その中で、経理関係であれば、今、会計士ですか、公認会計士、それもたくさんいるんですよ。ですから、むしろ任用でその辺を使ったほうがいいと思うんですが、どうなんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） これは事業管理者が人事権、予算執行権、全部任されてこの公営企業経営をしているわけでありますので、これは私にこういうことはお任せいただいて、これをまた仮に順調にいったいないというなら話は別であります、今までよかったというのが、それはいつの時代のことをおっしゃっているのか分かりませんが、今までよくても、これから先どうだということでありまして、先を見据えた経営をしているわけでありますので、その辺ご理解いただきたいのと、このように思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 人事権みんな任せられてると言いますが、では、公営企業法では、企業職員で、これは管理職、事業者ができますよ。しかし、主要な職員を任命する場合は、あらかじめ、公共団体の長の同意を得なければならないという問題もあるわけです。そういう中で市長、どういうふうにその辺は事業管理者と話し合いをしたんですか。それで、今までどのようなことをしたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員、公営企業法全適の部分での条例は隅から隅までよくご存じのことと思います。私は事業管理者を委嘱する、任命するということの設置者、設立者の任でありまして、その事業管理者にあたった人がその経営については全面的に人事、経営、そういった部分は担当するというようになっております。今お話がありましたように、重要な管理者の補助をするような役職については相談をすると。相談に乗るというようなことが書いてありますし、その部分はきちんと報告を受けて、病院長、事業管理者がこれはという人材を報告してくれるわけでありますので、それは理解をしているところであります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 全部任せられて、今度は最後になつたらしりつぽみになってしまう、ここを引用する、そんなことないと思うんです。いずれにしても、やはり事業管理者という

のは条例、規定のもとに管理するわけです。先ほど私が、企業の社長とはまた違うわけ、決定権がないわけですよ。一番の決定権は市長が持っているわけですよ。そういうことを十分認識した中で事業管理者、開設者はこの中央病院を運営していただきたいと思います。

あと幾ら言っても、次に移ります。

次に、定年の問題でございますが、中央病院は市とは違って定年制、また若干違っております。それから、再任用制度についてもないので、この辺は省かせていただきまして、次に嘱託職員についてであります。嘱託職員というものは、本来なら責任がないわけですね。責任を与えない。その人が必要だからということで臨時的に雇うわけです。それが長とかなんとかつくということは、例えばこの市役所であれば、総務課長やめて今度は企画財政課長になったようなものなんですよ。それとまた臨時の職員に個室を与える、それからまた臨時の職員が何とか長ということで、これは職名の詐称じゃないんですか、その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 健診センターの事務長という形で採用されている職員おりますけれども、健診センター、所帯が小さい中で検査等の事務取りまとめも併せてお願いをしているということでございます。嘱託が責任がないということではないと考えておりますので、こちらとしてはその中で、雇用の中でお願いをしているということでございます。

それから、個室につきましても、当然事務の取りまとめ等、健診センターの業務の中で出てきますので、そういったことの必要なスペースをこちらとして用意しているというところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、嘱託が何でそういう立場に。何の責任もないでしょう。それならそれで職制規定でも何でも改めればいいじゃないですか。それではあまりにも中央病院やりたい放題じゃないですか、その辺、市長どう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 嘱託職員等についてのことにつきましては、事業管理者の補助というようなことというような位置づけではないのかもしれませんが、私のほうには嘱託のほ

うの報告は受けておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長、あなたは開設者なんですよ。最終的な責任を持っているんですよ。この中央病院がもし万が一になったら、旭市どうなりますか。それではあまりにちょっと無責任じゃないですか。もっと事業管理者と話し合い、極端に言えば、もうこれだけの病院、市の関係ですから、毎日だって話し合いするべきときにもう来ているわけですよ。それじゃ市が我関せず、そんな無責任きわまりないことないと思うんですよ。もう少ししっかりしてくださいよ、市長。その辺どういうふうに思うのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 公営企業法全適と、条例見ますと、事業管理者を任命するということは、設置者の、設立者の役目でありますけれども、一たんその委嘱をした場合には、事業管理者がすべてのことを責任を持ってやる。その中でこうした中央病院の経営、きちっと黒字経営でずっと来て、57年間来ているわけでありますので、私がそれこそ医療に関しては素人が、そんなに口を出してどうのこうのと。中央病院の事業管理者と病院長がいるわけでありますので、そのところは信頼をして病院に任せておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、任命権は市長持っているわけですよ。これは任せたら4年でなく、1年でもこれは市長の権限なんですよ。これは質問ではありません。

そういう中で、では、次の市立病院としてのあるべき姿でございますが、先ほど市長が、市立病院だから安心感がある、また職場のやる気とか不採算部門の継続、それから従来からやってきたからということの中で、公設公営がいいんだというようなことでございますが、安心感という面でいえば、やはり病院長は病院長で、それに邁進してもらう、それが医療の向上につながると思うんです。人間、天は二物を与えずといいますが、幾ら優秀な人でも医療業務経営というのは、私がさっき言ったように、両立しないと思うんです。という中で、地域住民が安心してかかれる立派な病院にしてもらおう。そういう中で不採算部門の継続といいますが、よく何ですか救急云々と、救急はもうからないとか何とか言いますが、今あれでしょう、救急医療の関係で県からの補助金だって、かなり旭市減らされたわけです。そんな中で、やはりそれをどうするか、そうすれば、やはり中央病院の経営ももっとまた違ってくると思うんです。それから、今、中央病院、もうこれだけもうかっているわけです。そん

な中で、今、中央病院にはかなりの国からの金も来ているわけ、市を通して。病院がもうかれれば、市ももうかった分もらってもいいと思うんです。そしてそれを国保税に充てれば、やはり地域に中央病院があつてよかったと言われる面も出てくるんじゃないんですか、今回のように国保税上げないで。ですから中央病院もうかつていれば、これは公営企業法にちゃんとあるわけですよ。その辺どうなんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今度の質問も幾つもあったので、また漏れるかもしれませんが、ご理解いただきたいと思います。

事業管理者との、病院長との関係でありますけれども、これまで長い間にわたって事業管理者、一部組合のときには何年か事業管理者が違ったというような話も聞いておりますけれども、このところずっと事業管理者と病院長が一緒でありますし、統計的に見て、県下でも61%、事業管理者と病院長が一緒だというようなことの中で、旭中央病院はそうした経営の中で今ずっと黒字を続けているわけでありまして、再整備のこともあります。そういった中で当分の間は、事業管理者、病院長兼務でもいいのではないのかなと、そんなふうに私自身考えているところでありますので、よろしくお願いします。

病院がもうかつていれば国保税に還元してもというような話でありましたけれども、これらについては今、再整備がまだ最終的な局面を迎えておりませんので、そういった部分で、今早速そういった部分では難しいのかもしれませんが、これも事業管理者とひざを交えながら話し合いをしていきたい。中央病院のほうもきのうの大塚議員ではありませんけれども、共済金などはもう本当にいっぱい出していると。そんなようなこともありますので、いろいろな部分で協議をしていかなければならない部分があるのかなと、そんなように思いますので、これからそういった部分で事業管理者との協議をしていきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 先ほど病院長は、やはり病院経営が変わってきた中で、内部の職員では若干無理だと。そういう中でよそから有能な人材を連れてきているということでございますが、病院経営が変わってきた中で、今までは管理者と病院長が一緒であった、それはいいでしょう。先ほどの病院長の答弁のような話であれば、やはり時代が変わった中で、院長は院長、管理者は管理者、これにすべきじゃないかと思うんですが、市長はどう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども答弁しましたように、当分の間は事業管理者と病院長、これだけのすばらしい経営をしているわけでありますので、このままでいきたいと、そんなように思っております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 病院長は多忙なんですよ、管理者を兼ねたら。だから議会にも出られないんでしょうよ。どう思います、その辺。そんな中でやはり事業管理者、二つ持ってたでは過重だから、少しは仕事を減らして、それでどっちかいずれかで頑張ってもらう、これがやはり開設者としてのここで考え一つじゃないかと思うんですが、市長どう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今も言いましたように、今のところそういう考えはありませんので、よろしく願います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 5分

再開 午後 3時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○議長（林 一哉） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（4番 太田將範 登壇）

○4番（太田將範） 4番、日本共産党、太田將範でございます。

ただいまから一般質問を行います。

1番目として、旧海上町における産業廃棄物処分場問題について質問いたします。この問

題については、いわゆるエコテック問題ということでありまして、許認可権は全部県にありますので、多少口を滑らせてまずいことを言っても責任は追及されませんので、軽やかに発言してください。

昨年9月9日に、最高裁は、住民側のエコテック社を相手にした建設と操業差し止めを求めた民事行政訴訟で、住民側の上告と設置許可取り消しを求めた千葉県側の上告を同時に棄却しました。大変分かりにくい内容ですので、先ほどのシンフォニックの問題もありますけれども、設置の許可と操業なんかの許可ということが、この辺の難しい問題は後で環境課長のほうからちょっとご回答をお願いいたしまして、代えさせていただきます。

事実上、産廃処分場の建設というのができなくなったわけですが、13年間住民運動で頑張ってきた皆さん方に心から敬意を表するものでございます。しかしながら千葉県は、新法に基づく新たな産業廃棄物処分場の設置の許可が申請されれば審査に応じると言っており、火種が残っております。

そこで、裁判の経過とか先ほどの許認可の問題、こういった経過を環境課長より説明を求めます。また、この新法で何が変わったのかというようなことについても説明をお願いしたいと思います。また、昨年9月25日の住民集会に寄せられました明智市長よりのメッセージも併せて紹介してください。

次に、旭市公立保育所再編構想について。

私は地元の池の端保育所の入所式とか卒園式に、2年続けて招待をいただきまして参加いたしました。そのたびごとに大変大きな感動をいただいております。入所するときにはお母さんにすがって心細そうな子どもさんの姿がありましたが、小学校入学時までにはすっかり生活習慣が身についており、仲間同士や先生方とのコミュニケーション能力も発達して、元気に自己表現ができておりました。大変すばらしい姿でございます。ここは単に子どもさんを預かるという託児所じゃなくて、保育の現場だと、子どもさんの成長を見守る、助けるという、こういう保育の場所だということが実感されました。

また、建物や駐車場、グラウンドなどの環境、これも子育てのためのために作られてある施設だという、そういうことでは大変よくできているなというふうに感じております。

旧旭市では、保育というのは行政が責任を持って運営するというで行われてまいりました。この保育の質というのは、私、素人ですが、私が見ても大変感動的なものであって、レベルの高いものではないかというふうに考えております。

今、就学以前では、零歳児から保育所、3歳児から幼稚園、最近よく分からないんですが、

認定保育園というのができたそうです。こういった分からないことにつきまして、三つの制度が混在しているというのが今、就学前の状況です。また、そして今年3月には、公立保育所再編構想が発表されまして、よく分からないんですけれども、これらについて分かりやすく説明を求めるものであります。

次に、3番目、就学援助の拡充について。

旭市における就学援助制度は、支給要綱に定められております。これに基づき、経済的に困窮な家庭の範囲を決め、申請に基づき給付を行うことになっております。

そこで、旭市の就学援助費を支給する対象世帯の範囲、同じく支給対象経費の範囲、支給するまでの事務手続きや申請を促す周知方法、直近におきます就学援助の受給対象者の児童・生徒数の中で占める割合について、何%ぐらいあるのかということと、実数をご回答願います。

次に、所得税、市民税の災害における減免について質問いたします。

東日本大震災により被災を受けられた皆さんへの所得税、市民税の軽減、免除について質問します。法人や事業用財産の被災につきましては、税理士さん等専門家の助言があると思われまので、個人の所得税、市民税について行います。

災害により被害を受けた個人資産を有する納税者への税金の減額や免除については、所得税法上の雑損控除、災害減免法に定める減免の二つがあります。住民税につきましても、6月の旭市議会の議決により、同様に適用されることになっております。そして、平成22年分の所得申告により適用されますので、確定申告を今年3月までに申告した納税者の方につきましては、更正の請求という手続き、確定申告の不必要なサラリーマンなどの納税者の方につきましては、確定申告をすれば税金が返ってくる、こういうことになっております。22年分の所得申告ということですので、現在すぐにでも申告できるわけです。すぐに還付になるという、こういうことになっております。

もう一つには、災害救助を受けるための財産というのは、住宅、要するにお住まいだけだったんですけれども、この手続きでは財産の範囲が家財道具や、テレビだとか家具だとか、そういうもの、それから乗用車などにも適用されますので、住宅以外の罹災証明が必要になります。この二つの減免制度の紹介と、住宅以外の罹災証明の発行に至る手続きを、実務上の流れをご回答していただきたいと思います。

最後に、「地産・地消」型のエネルギー政策の導入について。

福島第一原発の事故によって、旭市においても野菜から放射能が検出され、風評被害を含

め多大な損害を地域社会に与えております。しかしながら、事故後6か月が経過し、エネルギーを原子力発電に頼ってはいけないという意味が国民の間に広がってきております。原子力安全神話が崩れた今、電力などエネルギーに対する価値観が変わりつつあります。原発の重しが取れ、原発に代わる太陽光や風力・波の力・バイオマス・小型水力・地熱など、自然エネルギー利用の技術や実践例の情報が一気に飛び出してきております。その地方で消費するエネルギーは、食料と同じく、その地方で自給できる「地産・地消」が可能であり、多くの地方自治体などが取り組んでいる、こういうことがあちこちで報道されるようになりました。

旭市においても、各課が省エネや環境対策、農林水産、都市計画等で情報をかなり持っていると思います。また、知識も持っていると思います。こうした情報を持っている課が知識や分析力で、新たにこういった情報が出てきたものについて精査し、交流して、旭市としてのエネルギー産業の将来を設計していかなければならない時代になってきているのではないかと、それも早急に行わなければいけない、こういうふうに思います。各課の有するいろいろな現在やっていることについてご説明をいただくと同時に、今後、各課を横断する形でのプロジェクトチーム等を組み立てる必要があるのではないかと思います。

次の質問につきましては、自席で行わせていただきます。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうから、旧海上町における産業廃棄物処分場に関する問題についてということで、メッセージを読み上げていただきたいということでもありますけれども、メッセージを読み上げるということは、何かこう簡単過ぎて申し訳なく思っておりますので、市長の考え方を回答させていただきたいと思います。

旧海上町における産業廃棄物処分場に関する問題、これは先ほどお話がありましたように、株式会社エコテックが旭市（旧海上町）、銚子市、東庄町の2市1町にまたがる区域に産業廃棄物処分場を設置しようとしていた問題であります。これについては旧海上町において、平成10年8月に住民の意思を問うため、最終処分場設置についての住民投票を実施いたしました。その結果は、有効投票数の97.58%が設置についての反対票でありました。この結果については大変重く受け止めておるところであります。

私たちにとって、きれいな空気、澄んだ水、生き生きとした緑は必要不可欠であり、これらの環境資源は貴重な財産でもあります。一度破壊された自然を再び回復させることは極めて困難なことであり、そのためにも、自然破壊の未然防止対策を推進しなければなりません。また、私たちは後世に生きる子孫のために、美しい自然、豊かな郷土を伝えていく重大な責任があります。今後も旧海上町の住民投票の結果や地元の意向を踏まえ、環境の保全に努めてまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私からはただいまのエコテックの関係の経過、それと5番目のエネルギーの関連についてお答え申し上げます。

株式会社エコテックが旭市、旧海上町でございますけれども、銚子市、東庄町の2市1町にまたがる区域に産業廃棄物処分場を設置しようとしていた問題についてでございますけれども、昭和63年4月に千葉県に事前協議が提出され、平成10年5月に事前協議が終了、同年6月8日に設置許可申請を知事へ提出、受理されました。その後、県は審査の結果、平成11年4月27日に一たん不許可処分といたしました。その翌日、株式会社エコテックから厚生省に行政不服審査請求が提出され、平成12年3月30日、厚生省がこの行政不服審査請求を認め、県の不許可処分を取り消すとの裁決をいたしました。千葉県はその後、平成13年3月1日に、最終処分場の設置許可を出しております。

この県の許可に対し、地元住民の皆さんが最終処分場設置許可処分の取り消しを求める行政訴訟を起こしました。この最終処分場設置許可処分の取り消しを求める行政訴訟でございますけれども、千葉地裁、東京高裁の住民側勝訴の判決を受けて千葉県が上告をしておりますが、平成22年9月9日、最高裁において上告を不受理とする決定がなされ、これにより東京高裁の判決が確定し、株式会社エコテックに出されていた産業廃棄物処理施設の設置許可は取り消されました。

また、東京高裁の判決では、「千葉県は環境影響評価や住民からの意見聴取などを行っておらず、許可手続きに重大な欠点があった」と指摘しております。これは平成9年の廃棄物処理法の一部改正で、廃棄物処理施設の設置に関する事項として、一つとして、周辺地域の生活環境影響調査の提出、二つ目に、申請書の告示・縦覧、三つ目に、関係市町村長への通知、意見聴取、四つ目として、専門的知識を有する者への意見聴取、五つ目として、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮をすることが新設されており、このことを踏まえての判決

だと理解しております。

今後も、地元の意向を踏まえ、県と連絡をとりながら、現状の把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから公立保育所再編構想ということで、どういう考えでということでご質問でしたので、お答えしたいと思います。

公立保育所再編構想というのは、行政改革アクションプラン（第2次）に、保育所の改築に併せて統廃合を進めるよということの目標を掲げておりますけれども、そのことについて、では具体的にどういうふうな方向で進めていくかということのための構想として策定したものです。

構想の中には、公立保育所の再編の基本的な考え方、それから民営化の方針ということに記載しております。ただ、その根底には、私立の保育園あるいは私立の幼稚園が、現在のまま今後も存続していった場合ということを前提として、公立保育所の再編構想というのを考えております。

では、具体的にどういうことが書かれているかといいますと、まず今、もうご存じかと思いますが、子ども・子育て新システムというのを国が準備しておりまして、いずれは幼保一体化で幼稚園も保育所もすべてが同じサービスを提供できるという時代が、もう平成25年には来るといふふうにされております。そういったことを考えまして、市のほうとしても、国のそういった動向を考えながら、見ながらしていくよということを定めております。

それから、一つ、3月に埴保育所を廃止させていただきましたが、同じように一つの保育所において入所児童がかなり減少したときには、統廃合を進めていこうということを記載しております。

それから、入所児童の見込み、今見込んでおる人数からいきますと、現在15か所ある公立保育所は統廃合を進めながら、当面10か所程度にしていくのが望ましいというふうに記載しております。

実際、今、飯岡地域の三川保育所、それから飯岡中央は統合保育所にしようということで、検討委員会を立ち上げたところでございました。そのことについては政務報告の中でも申し上げてございます。

それから、民営化にあたっては、子ども・子育て新システム、その動向がどうなるかとい

うことの流れを見ながら検討していきたいと、そんなふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、就学支援制度についてお答え申し上げます。

最初にこの範囲といいますか、対象のほうでございますけれども、要綱にも記入されておりますけれども、要保護者については生活保護法で認定されている要保護者、それからあと、準要保護につきましましては、生活保護が停止または廃止になった世帯、あるいは市民税が非課税または減免の世帯、事業税・固定資産税が減免の世帯、国民年金・国民健康保険料が減免の世帯、国等から手当を受給している世帯、その他特別の理由による世帯ということで、そういった形で、そういった方々を対象にしております。

支給の対象の経費でございますけれども、これは学用品費とかあるいは通学用品費、あるいは新入学の児童・生徒の学用品費、校外活動費、修学旅行の費用、医療費、学校給食費、こういったものになっております。

周知につきましましては、子育てガイドとかあるいは市のホームページ、そういった形で各家庭のほうへ通知をしております。

それから、あと、実数のほうでございまして、現在小学校児童につきましましては、3,661名のうち実数で138名、割合でいいますと3.76%、中学校につきましましては1,912名のうちの実数109名、支給率で5.7%という形でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうから、所得税法及び旭市税条例に基づく雑損控除及び災害減免法による税金の軽減、免除についてということで、制度の紹介と罹災証明関係の手続きということでご回答いたします。

3月11日の震災によりまして、住宅や家財などに被害を受けた方については、所得税においては雑損控除、災害減免法による減免のいずれかを選択して受けることができます。

雑損控除の計算方法なんですけれども、こちらにつきましましては損害金額を把握しまして、そこから保険金等で補てんされる金額を差し引きまして、なおかつ所得金額の10分の1を引いたもの、それともう一方、災害関連支出、災害により滅失した住宅等を除去する費用から5万円を引いた、どちらか多いほうの金額によって雑損控除を受けるということでありまして。

雑損控除を選んだ場合には、その年の所得金額から控除し切れない控除額は、翌年度以降

5年間に繰り越して各年の所得金額から控除することができます。

また、災害減免法による減免を選択した場合なのですが、そちらを選択する場合には、損害額が住宅や家財の価格の2分の1以上で、かつ当該年度の所得金額が1,000万円以下の方ということで限定がございます。その中で減免を選んだ場合の減免の額なのですが、その年の所得金額が500万円以下でありましたら全額免除、500万円から超えて750万円以下ですと2分の1の軽減がございます。それから、750万円を超えて1,000万円以下の方では4分の1の軽減ということでありまして、こちらの減免を選んだ場合にはその翌年度以降は減免は受けられませんということであります。

国税の関係はそういう形なのですが、市民税の関係につきましても、同じように雑損控除、それから市民税の場合には、なおかつ減免の両方を受けられることになっております。

また、罹災証明の関係なんですけれども、こちらにつきましても、現在税務課のほうで罹災証明を申請に来ていただいた場合には、罹災証明の場所、それから罹災物件、申請者の住所・氏名、またその場で写真等を提供していただければ、その場で判断ができますが、その添付がございませんと、調査に出かけまして、その後に罹災証明書を発行するという手続きを行っております。

また、実際に控除を受ける場合に添付する書類、どういうものが必要かといいますと、被害を受けた資産の取得時期、それから取得価格、それから、例えば資産を取り壊した場合には取り壊しをしました費用、それから、今言いました罹災証明書、そういうのを添付書類として税務署なりに提出するような形で申請をお願いするようになります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、私のほうから車の罹災証明のお話をしたいと思います。

軽四の場合には、まず市の税務課で罹災証明書を発行しますけれども、普通自動車については県税でありますけれども、被災された方への支援として、市において普通自動車の罹災証明書の発行をしております。

車の発行につきましても、申請書の提出に併せまして、添付書類として車検証など、申請車両の所有者が確認できるものと、それから被災が確認できる写真等を添付していただいております。このものが津波で流されたりして何もない場合におきましては、県税事務所との確認をしまして、所有者確認をした中で発行するというふうに考えております。

また、申請書の住所と被災場所が同じ場合は、市で記録しております被災者台帳、被災場

所が浸水区域が確認できますので、それで実施しますけれども、所有者の住所と車両の被災場所が違う場合、被災地が勤務先の場合等につきましては、被災場所が浸水区域か確認した上で、勤務先もしくは廃車を依頼した業者の証明を添付していただくことになります。すべて確認が終了後、証明書の発行ということになります。

以上です。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） すみません、先ほど答弁漏れがございまして、例のエネルギーの関係でございしますけれども、原発事故によって国ではエネルギー政策の見直しについて検討されておるところでございします。需給サイドでは節電や新たなエネルギー利用、供給サイドは原子力に代わる発電として環境負荷の低い液化天然ガス等を利用した火力発電や太陽光、風力、波、潮力など、クリーンエネルギーへのシフトなどが求められております。

現在、取り組みについては地球温暖化の防止等、地球環境の保全を目的として、自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置助成事業に取り組んでおります。

なお、エネルギー政策等については、国・県の動向を見きわめながら、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございします。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問の中に、環境課長のほうからありました「地産・地消」型エネルギー、この中でバイオマスということをご質問いただきました。これにつきましてお答えさせていただきます。

ご承知のように、バイオマスにつきましては、幾つか分類がございします。一つは、トウモロコシ等に代表されます資源作物によるバイオマス、あるいは間伐材などによります未利用のバイオマス、もう一つは、生ごみなどを利用します廃棄物系のバイオマス、こういうものに分類されるものでございします。農水産課からは、この廃棄物系のバイオマス、この取り組みにつきましてご紹介させていただきたいと思ひます。

現在旭市では、平成18年にバイオマスタウン構想、これを関係課に協力いただきまして作ってございします。この中で、具体的には廃棄物のバイオマスの有効利用というようなことで、畜産から出ます家畜のふんあるいは尿、こういうものを原料としまして有機堆肥を作り、これを耕種農家に提供しながら、耕種農家から稲わら等の提供を受けまして家畜のえさにする、

そういう循環農業の確立、こういうものがあります。さらには、食品残渣を代表とする廃棄されます資源を利用した家畜飼料の製造、そういうものも実施しておるところでございます。

あと試験的ではございますけれども、今、一部畜産農家におきまして、堆肥製造燃料プロジェクトの取り組み、これはどういうことかということですが、試験的に家畜堆肥、これを燃やしましてエネルギーにすると。このエネルギーを農場の熱として使う、そういう取り組みをしている農業者もいます。これは県の指導によって現在試験的に実施している。そういうようなことで取り組んでおるところでございます。

ただ、いろいろバイオマスの利用につきましては、議員ご承知のように、穀物からバイオエタノールを作って穀物が上がったとか、いろんな問題等もございます。あるいは設置する費用の問題、そういうこともいろいろ問題もあるということでお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 再質問させていただきます。

1番目のエコテックの問題ですけれども、先ほどありましたように、新しく申請が出てくれば千葉県は受け付けると言っております。一番旭市として何が必要かといいますか、関与できるかといいますと、住民の方々は13年前の住民投票の結果でも明らかでありますし、最高裁あてに集めた反対署名が8万2,000筆近くに上っております。ですから、住民の方々の反対の意思というのは、これはもう間違いないということになるかと思います。

先ほど市長にメッセージ等と考え方を少し述べていただきましたけれども、今後、許可庁のほうから、地元旭市の市長の考え方、どういう考え方をするのかという、賛成か反対を含めまして、その辺の要請が出てこようかと思います。そういうときに市長としてどういうご回答をなさるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、そういったお話がありましたけれども、現実、また新しく許可申請を出すというような、県へ要望ですか許可ですか、申請が出るということは、まだはっきり分かっていないわけでありますので、そのときまでにもう少し勉強させていただきます。原則的には地域の住民、先ほども申しましたように、住民投票98%に近いものがあるわけでありますので、市としてもそういった方向で、住民の意思に沿った考え方で応援していきたい

と、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） ありがとうございます。ぜひ反対の態度でお願いして、次のところに移ります。

次の公立保育所の再編構想についてということで、私、先ほど申しましたけれども、再編構想の中に旭市の公的保育の質の部分での評価がほとんどないんじゃないかなということなんです。やはりその辺を考え方の基本に据えるということが大切なことではないかと思うんです。

ですから、どういうことかといいますと、旭市の公的保育というのは非常に高いレベルにあるから、満足度も高いですから、まずよくやっているなと自己肯定論的な考え方から再編構想をまとめていくというところが必要ではないかという、そういうふうに考えます。その点でどうでしょうかということです。

それから、全体の流れが、少子化の中で児童数が減少していきます。定員に対する入所率の低下が生じることによって、効率化のため統廃合によって集約すると、幼保一元化を含めて民営化という図式になっていると思います。

統廃合により10か所程度に統合するとありますけれども、これでは小学校区のエリアよりも広域化しているということになるかと思います。原則として保育所というのは、ご父兄の方だとかおじいちゃん、おばあちゃんが保育所の入り口まで連れてきて預けると。造りもそうになっていますよね。ですから、道路に面して、市道に面しているところに駐車場があって、その奥に入り口があるということで、勝手に子どもさんが飛び出せないような構造になっていますし、大変よくできていると思います。そういうことになっていると思います。ですから、これをわざわざ統廃合によってエリアを広くするということはないのではないかと、ということが一つございます。エリアを広くするということによって、ご父兄の皆さん方の負担が増えるのではないかと、これはちょっと心配されることです。

幼保一体化といいますけれども、旧旭市内におきましては、幼稚園の数が不足しているのではないかと。公的保育が充実していれば、あえて一体化しなくても、保育所だけで十分じゃないのかというふうに考えられるんですが、この点いかがでしょう。

あと、民間の活力の活用といいますけれども、この地域に幼保一体化の施設を運用できる元気な民間の事業者があるのかということなんですけれども、極めて限られた数しかないのではないかと思います。また、逆に言いますと、あえて定員割れをしている地域に民間のも

うけ本位の事業者が参入するということがあり得るのかどうかと、私はあまり期待できないと思います。

ですから、この四・五点についてのご回答をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、まず第1点目の公立保育所の質の評価ということで、旭市の公立保育所は高いレベルの保育をしているという、大変担当課としてはうれしいお言葉をいただきまして、私もそのとおりだと思っています。

それはそれでありますけれども、その今、国がまさしく進めようとしているのは幼保一体化でありまして、そうなったときには保育所だけではなくて、当然市内にある私立の幼稚園さんも私立の保育所も、すべて同じ流れで物を進めるということになってきますから、それは確かに公立は公立としてあるべき姿、例えば民間が手を出しづらいところ、はっきり申し上げますと、保育所に若干の障害を持ったお子さんが本当に1保育所に10名とはいきませんが、全体で四・五十名の若干の障害のあるお子さんが入っていっちゃいます。そういった部分については、やはり公立保育所がきちんと手当てをしていくべきなのかな。ただ、それにしても、公立保育所で見られる限度というのはありますから、公立保育所、私立の保育所、いずれにしても保育所でそういった子どもを見られる限度というのはありますけれども、公立保育所は私立のなかなか手を出しづらいといった部分については、今後も当然やっていくことになると思っています。

それから、小学校区単位で保育所があって、統廃合することによって数が減ってしまうというご心配も確かにおっしゃるとおりの部分はありますが、今、小学校区単位といっていながら、やはり送迎される、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが送迎するといっても、車での送迎がもう100%です。本当に歩いて数十メートル範囲に保育所があれば、これは歩いて送迎することも考えられますけれども、今保育所の送迎は、本当におじいちゃん、おばあちゃんが送迎する場合であっても、お父さん、お母さんであっても、車での送迎がほとんどもう100%に近い状態になっていますので、例えば隣の保育所へ行くことによって距離が若干、数百メートル延びたとしても、さほどの大きな影響はないんじゃないかなというふうには思っています。

それから、幼保一体化の問題ですけれど、幼保一体化になることによって、旧旭市内の幼稚園が不足しているというふうに今お話がありました。確かにほかの地区から比べれば人口

構成からしても、旭市は旭幼稚園さんとこひつじさんと2か所の幼稚園があります。その2か所だけです。だから、ほかの旧海上地区とか旧飯岡地区の私立が頑張っているところから比較すれば、確かに数的には少ない、そういったことがあって、公立保育所が当然増えてきて旭市はやってきたんだろうと思っておりますけれども、ただ、それにしても幼稚園も保育所もすべて同じサービスを提供できるということになったときには、その幼稚園の数が二つ、三つと、旧旭市内が二つであっても、車で送迎することによって、例えば飯岡地区の幼稚園に行くのか、海上の幼稚園に行くのかということも考えられなくはないと思います。ですから、旧旭地区ということにあまりこだわりを持ってしまうやり方はいかがかなということで、旭全体を一つとしてとらえたときに、全体でやっていきますと、今、私立がそのまま存続していくとなったときには、今、正直、公立の保育所が14か所、私立の保育所が5か所、そして私立の幼稚園が4か所、トータルで23か所できることになりますので、その23か所がすべて同じようなサービスを提供していくことになれば、それはもう保護者の方は行きやすいところを選択していくということになってきますから、今度の子育て新システムというのはまさしく保護者が自分の行きたい保育所を選べるという制度になりますので、地域性ということとはあまりこだわらず、例えばそれが10キロ、20キロということになったら問題ですけども、旭市内のほんの数百メートル、数キロの範囲であれば、それは可能なかなというふうに思っています。

それから民間活力、今現在、確かに今の時点ですと、民間の保育所が運営していることによって国の補助金2分の1、県が4分の1とかというようにお金が流れてきますから、公立がやると全くゼロ。ですから民間がやったほうがいいよという話、それは小泉構造改革で、当然民間でできることは民間でということで、そういう流れに世の中なっておりますので、民間の事業者さんがこれからどう動いてくるか分かりませんが、今現在、干潟保育所は指定管理ということで、鈴木学園さんにやっていただいています。鈴木学園さんがやっていることによってというか、旧干潟保育所の入所率もそんなに悪くはなかったと思いますが、非常に人気があって、干潟保育所は入りたくても入れないという方が大変多いです。今現在、旭市の私立の保育所でも、公立の保育所よりも正直申し上げて私立の保育所のほうがずっと入所率が高くて、保護者の方からは人気があるということもありますので、これからどうなるか、事業者さんがどれだけ参入できるか分かりませんが、そういった門戸は開いて民間が入りやすいようにしたほうがいいのではないかとこのように思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 先ほど財政の問題が出ましたが、全然財政措置されていないというわけではなくて、一般財源化していると。地方交付税の中に算入されておりますので、要するに自治体として子育てに対してどれだけの支援をするかという責任問題だということの範囲になってくるわけです。それは議会を含めまして、行政全体の選択肢の中に含まれているわけですから、一概に予算がなくなっているというわけではないわけです。ですから、その辺につきましては、やはり慎重な議論を議会、執行部、行う必要があるのではないかと思います。

それから、この再編論議の就学前の児童に対する保育や教育につきまして、民主党の子育て支援についてのこども園についての議論というのは、これから、まだ政府のほうでもまとめ切れていないということになっておりまして、これをどんどんどういうふうになっていくかということがこれから大きな問題になろうかと思います。私も保育の問題についてはほとんど素人ですので、これからも学習しながら、この問題について、特に大切な問題ですから、市全体として考えるような議論をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、3番目の就学援助の拡充についてということで再質問させていただきます。

先ほど旭市の場合の受給者の比率が、小学校で3.7%、中学校で5.7%という割合ですね。先般、千葉日報に、昨年10月3日ですか、掲載された文部科学省の発表した数値がございます。'09年度ですけれども、公立学校の児童・生徒数に占める就学援助対象者の割合は全国平均で15%、府県では一番高いのは大阪府で27%です。東京都が23%。それに対して千葉県は7%です。先ほどの旭市の数値と、大体平均しますと、5%前後になるんでしょうか。そうですね、大体そんな数字。千葉県の数字よりも低いという形になろうかと思います。

私の友人からいただいた板橋区の資料によりますと、この比率は小学校で35.9%、中学校で40.3%、これは平成17年度の資料になっておりますけれども、東京都の下町ではほとんどの自治体が30%を超えているようです。千葉県は子ども医療に対する無料化などの児童・生徒の支援というものは進んできましたけれども、就学援助につきましてはほとんど後進県だというふうに思われます。この数字から見れば一目瞭然、大体7分の1から8分の1、進んでいるところから見ますと、こういう数値でございます。

ですから、この全児童に占める受給者の割合を取りあえず全国的に15%ぐらいまで高めるという数値目標を定めてやってもらえないだろうかということがまず第1点です。これは緊急にやってもらいたい。

それから、準要保護者の範囲を生活保護基準の120%ぐらいに引き上げてもらいたい。そのことによって対象者の範囲を拡大してほしい。

それから、資料としてお渡ししました板橋区のように毎年全学年を対象とした周知を行い、父母や学校関係者に申請を促す努力をこれからしていただきたい。支給要綱の第6条に民生委員の意見を求めるということが書いてありますけれども、法令により、この文面が削除されております。ですから、このことは行わないでください。

それから、保育料の算定では行われていると思うんですけれども、仮認定というんですか、確定するのは6月末になると思うんですけれども、その前に税務関係の資料を集めまして、4月から保育料の金額を仮決定してやっているわけです。ですから、保育の現場ではそれができておりますので、就学援助の関係でも4月1日から仮認定で行えるような形で取り組んでももらいたい。4月より援助費の支給をお願いしたい。

以上の点についてお答えをお願いします。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、支給範囲の拡大ということでございますけれども、まず地域的なものもいろいろあるかと思います。現状を申し上げますと、本市におきましては、いわゆる学校現場で先生方、よく子どもたちを見ていただいておりますし、また家庭訪問等もしております、そうした中で家庭の状況というものを各学校がかなり詳細につかんでいるという状況がございます。

もちろん、周知する部分につきましては、ホームページとか、先ほど申し上げましたようにさまざまな形で周知しておるという現状がございますけれども、いわゆる現状に合ったという形で、教育委員会としては進めていけたらなというふうに考えております。

それから、あと、仮認定制度がございますけれども、本市におきましては、それほど数は多くありませんので、いわゆる一般的には各学校で集金等を行いますのは、4月中には行いません。大体5月に入ってからさまざまな集金を行っていきますので、4月当初からすぐにいわゆる事前にそういった仮認定制度をしなくても、実際やっていけるという現状がほとんどなことでございますので、今のところ大きな問題はないのかなと考えております。

いずれにいたしましても、いわゆる子どもたちの現状、家庭の状況に合ったそういった制度といいますか、していきたいと思っておりますので、よく家庭の状況を見て、いわゆる学校と教育委員会として取り組んでいくと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 市長にお尋ね申し上げます。

東京都で30%、板橋辺りですと40%を超えているということと、旭市が5%という数字です。これはちょっとまずいのではないかと。そんなに若い方々の収入というものの誤差は、東京とこちらではないんじゃないかと。逆に言いますと、向こうは住居費等が非常に高いですから、こちらのほうがきちんと大変なのに申請がされていないんじゃないかと。とにかく知らされていない。これが大切なことだと思うんです。ですから、とにかく数値目標として全国平均の15%ぐらい並みに引き上げるという努力をしていただけないでしょうか。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、学校教育課長からお話がありましたように、その必要性というような部分で、各学校で結構詳細にわたって掌握をしているというような話も聞いております。そしてまた、太田議員の目標であります15%、全国平均だということでもありますけれども、千葉県の平均は7%ということでもあります。そういった総合的にいろんなことを考えて、旭市は結構裕福なのかなと、そんなようなことも思うわけでもありますけれども、そういうような実情をよく把握をしながら、各学校、そういったものを周知徹底を今まで以上に図ってきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） ご回答ではございますけれども、とにかく周知されていないということがまず第一の問題だと思います。やはりこれは政治姿勢の問題だと私は思うんです。

ですから、先般一般質問でもございましたけれども、給食費が滞納があるという事例がございました。実際問題として、例えばこういう就学援助を使えば、給食費というのが助成されるわけです。ですから、そういったことをすべてやり切った上で給食費が滞納があるのかということだろうと思うんです。ですから、その辺につきましては十分足りないものがあるんじゃないか、努力しなければならない面があるんじゃないかというふうに思います。この辺について市長、いかが考えているかどうか。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（多田哲雄） ただいまの就学援助の関係でございまして、学期初め、入学式

が終わってからとか、あるいは1学期が始まる時とか、そういうときに、今、市としては、教育委員会としてはこういうふうに援助していますよというようなお知らせを出して、知らせているところがございます。

また、先ほど学校教育課長のほうからありましたように、東京都とは違いまして、こちらは学校として、子どもの数も少ないです。より子どもたちの実態といいますか、そういうのが分かっているところがありますので、そういうようないろいろ家計の状態、そういうのを見まして、家庭に周知をしたり、そういうようにしているところでもありますので、また今、太田議員が言われましたように、これからまた周知については、さらに教育委員会の中で検討していければと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。時間もありませんので、次のほうに進めさせていただきます。

所得税と市民税の災害による減免についてでございますけれども、準備状況、はっきり申しまして、22年分の所得ということになりますので、もう現在でも受け付けが始められるわけですね。ですから、これにつきましてはどのような準備をしているのか、ちょっとお聞きしたいということと、あと国税と税務の関係の方々と、どういった協力関係を持ってこの問題に取り組んでいくのかと。実務量にするとかなり大きな数字になると思うんです。ですから、これについて準備状況についてどうなっているのかというようなことについて、ちょっとご回答をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、準備状況ということでございますけれども、こちらにつきましては、税務署のほうで中心になっていただいてPR進めております。その中で、5月25日、6月24日、被災者を対象としました国税の説明会を開催しております。プラス、各地区、旭地区なんですけれども、各地区に青色申告会等がございます。そういう総会の場面で国税のほうの減免関係について説明をしていただいております。

今後も税務署のほうでは、当然周知を図るためにあらゆる場面におきまして、市といろいろ相談をしまして周知を図っていきたいという連携をとっております。そのほかホームページ、それから広報紙等、文書各戸配布ですか、そのような形もとっておりますので、この辺

につきましてはまだ件数的には確かに少ないということでありますけれども、期間的にまだ余裕といいますか、期間ありますので、周知を図りまして、軽減を受けられるということでありますので、数を増やしていければなと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。

私も先般、銚子税務署にまいりまして、総務課長とお会いいたしまして、そのことは、特に市のほうは国税のほうの支援を非常に要請しているということは伝えてまいりましたので、なるべく多くの被災された市民の皆さん方の助成について市も協力していただきたいと思えます。

では、次の問題に移ります。

「地産・地消」型のエネルギー政策の導入ということで、市長にちょっと提案といいますか、お願いといいますか。

現在、先ほどご報告がありましたけれども、農水産課だとかあちこちで、さまざまな新しいエネルギーについての情報というのを収集しているかと思うんです。これの精査をする能力も私はあると思うんです。早急に事業化できるものがあるかもしれません。

一つには、いずれ「地産・地消」型の地方分散型のエネルギー政策というのはこれからとられていきまして、原発のように集中立地するという形でのエネルギー政策というのは、これからなくなってくるだろうというふうに思われます。ですから、これについては地方自治体がやはり相当大きな力を発揮できる領域ではないかと。現実的に東北だとか四国だとか、相当の程度の自治体で、自分のところで使う電力はすべて賄ってて、売電までしているというところまで出てきております。ですから、関係する課で、働ける方々を少し集めましてプロジェクトチームみたいなものを作って、旭市でどんなものができるのか検討していただくような形ができないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今のところ、そういった大変大きなプロジェクトでありますけれども、考えていなかったわけでありますけれども、関係課長、いろいろな関係機関と精査しまして、取り組めるような方向で頑張っていきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4 番（太田將範） ありがとうございます。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は28日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時19分